

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（概要）

I 国等の機関のグリーン購入調達実績

1. 調達実績の概要

令和 5 年度における国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）の機関の特定調達物品等の調達実績は、公共工事分野の品目を除く 217 品目中 174 品目（80.2%）において判断の基準を満たす物品等が 95%以上の高い割合で調達されている。グリーン購入法が施行された平成 13 年度において特定調達品目数に占める調達率¹が 95%以上の品目数の割合は 44.4%であったが、平成 16 年度以降は概ね 90%程度以上を維持しており、高い水準にある。平成 26 年度以降においては、調達率 95%以上の品目数及び割合ともに漸減傾向を示しており、令和 2 年度及び 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減退した。令和 4 年度において調達率は前年度比でみるとやや増加に転じたところであり、全般的には引き続き高い水準を維持している。

平成 13 年度のグリーン購入法施行以降、順調にグリーン購入が進展しているところ（表 I-1 及び図 I-1 参照）であり、これは、グリーン購入法の施行により国等の機関が調達方針に基づき、特定調達物品等の計画的かつ優先的な購入に積極的に取り組んだこと、及びその結果として、特定調達物品等の市場におけるシェアが着実に拡大してきたことによる結果と評価できる。

表 I-1 調達率が 95%以上の品目数²の推移（公共工事分野の品目を除く）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
①特定調達品目数	90	124	135	146	146	156	165	179	184	190	194	194
②調達率 95%以上の品目数	40	98	117	133	136	147	155	167	177	186	180	187
②／①割合	44.4%	79.0%	86.7%	91.1%	93.2%	94.2%	93.9%	93.3%	96.2%	97.9%	92.8%	96.4%

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
①特定調達品目数	199	200	202	202	205	205	204	205	212	215	217
②調達率 95%以上の品目数	189	183	181	182	182	185	175	166	166	171	174
②／①割合	95.0%	91.5%	89.6%	90.1%	88.8%	90.2%	85.8%	81.0%	78.3%	79.5%	80.2%

¹ 国等の全機関の特定調達物品等の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。

² 調達率及び品目数については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合がある。

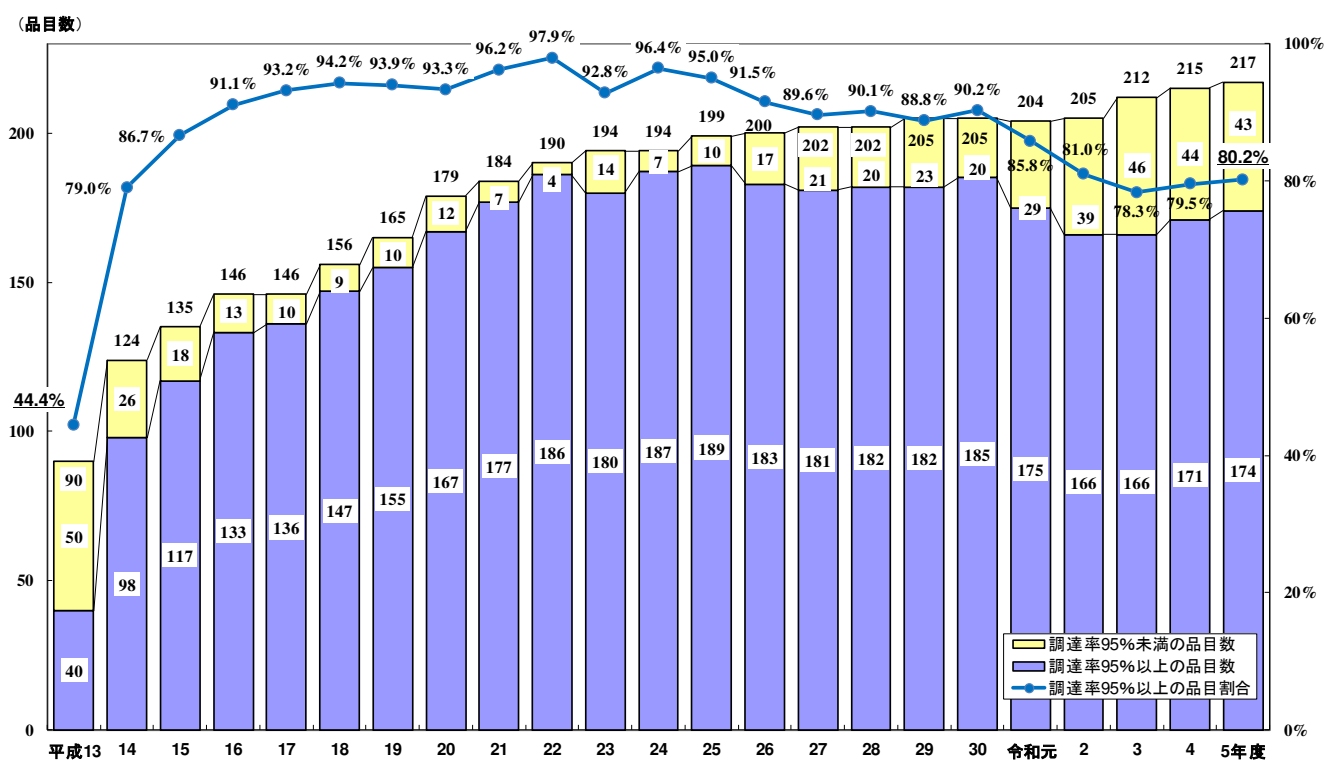


図 I - 1 調達率が 95%以上の品目数の推移（公共工事分野の品目を除く）

2. 主な分野における調達実績

令和 5 年度の主な分野における特定調達品目の調達実績は、以下のとおりである。

なお、令和 4 年度の調達実績と調達率が比較可能な品目について、調達率を比較したものが、表 I - 2 である（品目ごとの比較については「資料 2」の令和 5 年度環境物品等の調達の実績の概要を参照）。

表 I - 2 令和 4 年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較（単位：品目数）³

分 野	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話等	家電・エアコン等	温水器等
調達率上昇	0	16	1	1	0	0	2	2	2
ほぼ同等	2	48	7	9	4	3	0	3	1
調達率下降	5	21	2	0	0	2	1	5	1
合 計	7	85	10	10	4	5	3	10	4

分 野	照明	自動車等	消火器	繊維製品等	設備	災害備蓄用品	役務	ごみ袋等	合 計
調達率上昇	2	4	0	6	1	3	1	0	41
ほぼ同等	0	1	1	10	1	4	12	1	107
調達率下降	1	3	0	7	2	3	4	0	57
合 計	3	8	1	23	4	10	17	1	205

³ 「調達率上昇」は令和 4 年度との比較において特定調達物品等の調達率が 1 ポイント以上上昇した品目、「ほぼ同等」は調達率が ±1 ポイント未満の品目、「調達率下降」は調達率が 1 ポイント以上下降した品目。

(1) 紙類

- コピー用紙の総調達量は 38,656 トンと、令和 4 年度の 42,112 トンから減少。調達率は 98.8%
- 塗工されていない印刷用紙の調達率は 92.6%と前年度から 5.8 ポイント下降。塗工されている印刷用紙の調達率は 97.0%と前年度の 99.4%からやや下

(2) 文具類、オフィス家具等

- 文具類については、85 品目中 65 品目において 95%以上の調達率
- オフィス家具等については、12 品目すべてにおいて 95%以上の調達率

(3) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、移動電話等

- 画像機器等、電子計算機等については、14 品目中 12 品目において 95%以上の調達率
- オフィス機器等については、5 品目中 4 品目において 95%以上の調達率
- 移動電話については、携帯電話が 98.6%、PHS が 90.8%、スマートフォンが 94.8%の調達率

(4) 家電製品、エアコンディショナー等、温水機器等

- 家電製品については、すべて 95%以上の調達率を維持
- エアコンディショナー等については、家庭用エアコンディショナーが 95.0%、業務用エアコンディショナーが 99.0%、ガスヒートポンプ式冷暖房機が 73.3%、ストーブが 90.1%の調達率
- 温水器等については、ヒートポンプ式電気給湯器が 97.9%、ガス温水機器が 99.9%、石油温水機器が 100%、ガス調理機器が 89.4%の調達率

(5) 照明

- 照明器具については、LED 照明器具で 99.0%、LED を光源とした内照式表示灯で 99.4%の調達率
- ランプについては、電球形 LED ランプの調達率は 99.0%

(6) 自動車等

- 自動車については、令和 3 年度より乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの 6 品目に分割し、2 段階の判断の基準（基準値 1 は電動車等）を適用していたが、令和 4 年度以降は乗用車はすべて電動車等に判断の基準を統一
- 電動車等及び電動車等以外で調達量を集計したところ、電動車等の調達が 3,285 台、電動車等以外の調達が 1,372 台と電動車等の調達率が 70.5%。令和 4 年度の 62.2%から 8.3 ポイントの増加
 - ✓ 乗用車は 4,198 台を調達。うち 3,084 台が電動車等で電動車等の割合は 73.5%
- 乗用車用タイヤの調達率は 97.1%と高い調達率を維持

(7) 繊維製品等

- 制服の調達率は、令和4年度が94.5%、令和5年度が96.6%と高い水準を維持
- カーテンは98.8%、タフテッドカーペットは98.3%、織じゅうたんは99.8%といずれも極めて高い調達率。一方、タイルカーペットは98.4%と前年度の70.7%から調達率が大きく向上
- 毛布、ふとん、マットレスの寝具は、いずれも95%以上の高い調達率

(8) 設備

- 太陽光発電システムの導入設備容量は1,779kWと大幅に増大
- エネルギー管理システムは、4件の調達。今後の調達件数の拡大を期待
- 日射調整フィルムについては、4,057㎡が調達され、調達率は98.8%
- 令和4年度から新たに特定調達品目に追加された2品目の調達実績は以下のとおり
 - ✓ テレワーク用ライセンスは128千件調達され、すべてが特定調達物品等
 - ✓ Web会議システムの総調達量は7,555件で、すべてが特定調達物品等

(9) 災害備蓄用品

- 災害備蓄用品については、例年の調達量の水準であり、全10品目のうち、8品目の調達率が95%以上

(10) 公共工事

- 調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の割合が低いものがあるが、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が行われている

(11) 役務

- 役務については、自動車整備を除く品目で95%以上の調達率
- 庁舎管理の総調達量は6,232件、うち6,134件が特定調達物品等であり、調達率は98.4%
- 輸配送の調達率はほぼ100%、旅客輸送（自動車）は99.1%、引越輸送は、98.9%といずれも極めて高い調達率
- 飲料自動販売機設置については、缶・ボトル飲料自動販売機96.7%、紙容器飲料自動販売機68.9%、カップ式飲料自動販売機は93.9%と、紙容器飲料自販機が低い調達率
- 会議運営の総調達量は2,066件、うち2,013件が特定調達物品等であり、調達率は97.4%
- 印刷機能等提供業務の総調達量は7,181件、うち7,165件が特定調達物品等であり、調達率は99.8%

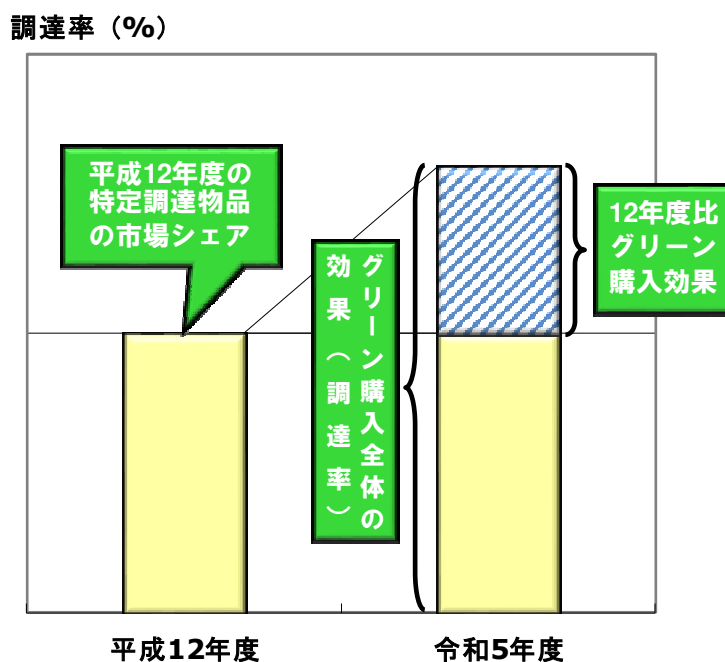
(12) ごみ袋等

- プラスチック製ごみ袋の総調達量は90.7百万枚、うち75.4百万枚が特定調達物品等であり、調達率は83.1%

Ⅱ 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

1. 温室効果ガス排出削減効果

令和 5 年度において国等の機関が調達した特定調達物品等による温室効果ガス排出削減量を算定可能な品目を選択し、試算を行った。なお、排出削減効果の試算は、原則として以下の 2 つの場合について行った。



図Ⅱ-1 温室効果ガス排出削減効果の試算のイメージ

- ① グリーン購入法施行前の平成 12 年度における各特定調達物品等の市場占有率と令和 5 年度における国等の機関の当該物品調達率との差から試算されるグリーン購入による温室効果ガス排出削減量
- ② 令和 5 年度における国等の特定調達物品等の調達率から試算されるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量⁴

なお、画像機器等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、使用期間全体（当該製品の購入時点から想定使用年数分）における二酸化炭素削減量についても、併せて試算した。

試算結果は、表Ⅱ-1 のとおりであり、

- ① 令和 5 年度における平成 12 年度との市場占有率の差から試算される国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、**合計で 37,210t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量⁵の約 18.4 千人分に相当）

⁴ 画像機器等、電子計算機等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、調達時期にかかわらず、1 年間使用されたものと想定し、二酸化炭素削減量を試算している。一方、グリーン購入全体の温室効果ガス削減量については、年間を通して当該品目が均等に調達されたものと想定して試算している（半年間使用されたものと想定して削減効果を試算）。

⁵ 2022（令和 4）年度【確報値】における我が国の家庭からの 1 人当たり二酸化炭素排出量は約 1.84t-CO₂/人。家庭からの排出量は、家庭部門、運輸（旅客）部門の自家用乗用車（家計寄与分）、廃棄物（一般廃棄物（事業系

② 令和 5 年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、**合計で 208,802t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量の約 103 千人分に相当）と試算された。

また、想定使用年数分を考慮した排出削減効果は、**合計で 194,038t-CO₂**（家庭からの二酸化炭素排出量の約 96.0 千人分に相当）と試算された（平成 18 年度以降の削減効果の推移については図Ⅱ-2 参照。）。

特に、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国等における特定調達品目の総調達量及び特定調達物品等の調達量が大きく減少した品目も多く、結果として温室効果ガス排出削減効果が例年に比べ低下したものの、**調達量の減少は省資源に寄与**しているものと考えられる。

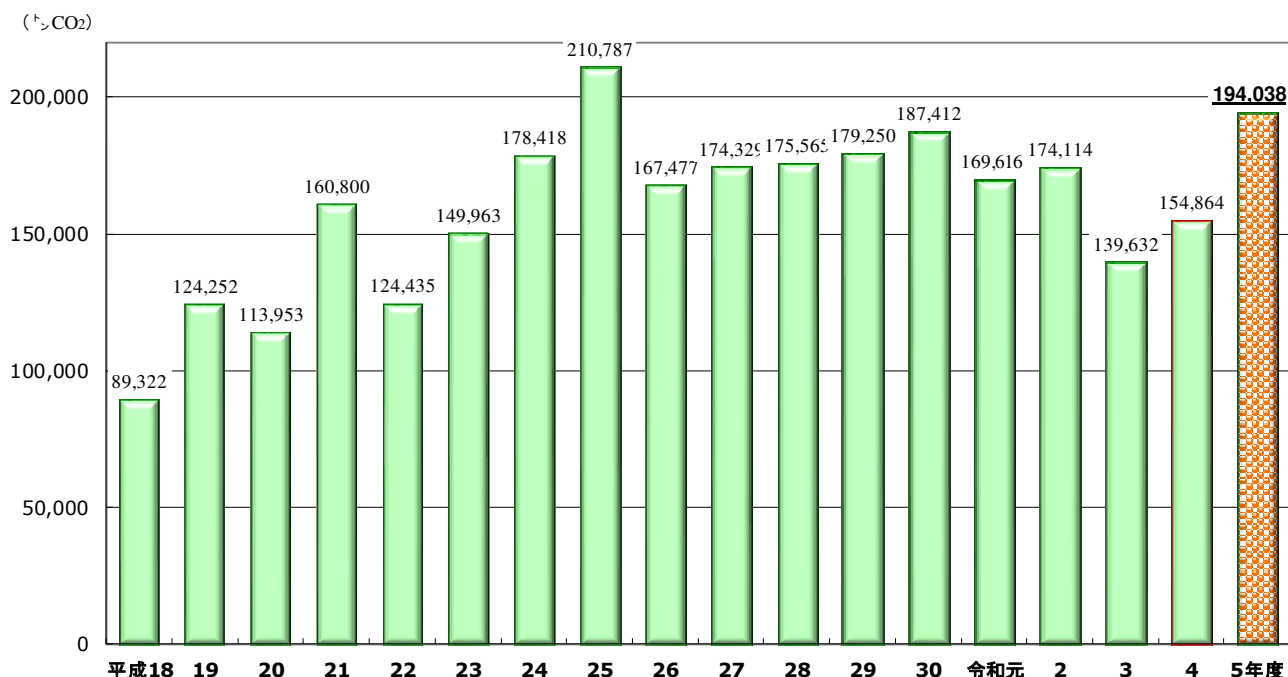
表Ⅱ-1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量（t-CO ₂ 換算）		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出削減	627	—	627
ダストブロワー	HFC134aからノンフロンへの代替	18,309	—	18,309
コピー機等	電気の使用に伴う排出削減	398	5	1,990
ファクシミリ	電気の使用に伴う排出削減	120	5	600
家電製品	電気の使用に伴う排出削減	1,847	10	18,471
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出削減	702	10	7,015
LED照明器具	電気の使用に伴う排出削減	8,471	10	84,710
電球形LEDランプ	電気の使用に伴う排出削減	1,693	10	16,931
電球形蛍光ランプ	電気の使用に伴う排出削減	0	5	0
自動車（乗用車）	走行に伴う排出削減	1,944	7	13,610
乗用車用タイヤ	転がり抵抗低減による燃費向上	45	3	134
制服・作業服	再生PET樹脂の使用	32	—	32
インテリア・寝装寝具	再生PET樹脂の使用	17	—	17
作業手袋	再生PET樹脂の使用	114	—	114
太陽光発電システム	システム導入に伴う排出削減	787	15	11,810
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出削減	0	—	0
変圧器	使用に伴う排出削減	899	20	17,976
屋上緑化	屋上緑化に伴う排出削減	15	15	224
プラスチック製ごみ袋	焼却処理に伴う排出削減	1,170	—	1,170
合計	—	37,210	—	194,038

注1：ダストブロワーについては特定調達品目に追加される前年度の平成 15 年度比の削減効果を試算

注2：テレビジョン受信機については平成 20 年度比の削減効果を試算

一般廃棄物を含む）部門で計上された排出量、及び水道からの排出量を合算したもの。資料：国立研究開発法人国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（令和 6 年 4 月）



図Ⅱ-2 国等の関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算結果
(過去18年間)の比較

2. 主な品目の市場形成状況

主な品目の市場形成状況は、以下のとおりである。(詳細は「資料2」3. 参照)

(1) 文具類

- 全般的には、令和5年度においても堅調に推移しており、文具類については、国等の機関による初期需要の創出、率先調達による、グリーン購入法の効果が市場に顕著に現れているものと考えられる

(2) オフィス家具等

- オフィス家具(いす、机)については、市場における特定調達物品等の占有率が9割を超える状況にあり、より環境に配慮した製品に市場を転換する観点から、平成29年度に判断の基準等の見直しを実施し、直近では令和4年度の定期見直しにおいて、環境負荷低減の観点から、新規に2品目の追加及び判断の基準等の改定を行ったところであり、今後の市場動向の推移を注視する必要がある

(3) 照明

- 照明については、従前の器具・ランプともに蛍光灯が主流であったが、LED照明器具・LEDランプへの切り替えが急速に進展し、蛍光灯器具は平成30年度から、蛍光ランプ(40形直管)は令和5年度から、それぞれ特定調達品目から削除している
- フローでは照明器具のほぼすべてがLED照明器具に切り替わっている

3. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大の期待

公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が市場における特定調達物品等の2割以上を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献している。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達品目の3%に満たない品目についても、平成12年度から令和5年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増するなど急伸している。これは、国等の機関のグリーン購入の推進による初期需要の創出が、大きな要因となっているものと考えられる。

地方公共団体は、国の約3倍の経済活動を行っており、国と合わせると我が国の国内総支出の約4分の1を占めている。また、国及び地方公共団体は、他の主体にも大きな影響力を有し、これらが果たす役割は極めて大きいものと考えられ、国はもとより、地方公共団体も率先してグリーン購入を推進することにより、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（詳細）

1. 国等の機関によるグリーン購入調達実績

(1) 令和 5 年度の調達実績

国等の機関による令和 5 年度の特定期間品目（国等の機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）のうち、物品及び役務の調達実績については「令和 5 年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）」、公共工事の調達実績については「令和 5 年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）」のとおりである。

令和 5 年度においては、大半の特定期間品目において判断の基準を満たす物品等が 95%以上の高い割合（公共工事分野の品目を除く 217 品目中 174 品目（80.2%））で調達されており、令和 4 年度に比べ 0.7 ポイント増加し、引き続き、高い調達レベルを維持している。各分野別の調達状況の概要は、以下のとおり。

① 物品及び役務

紙類については、令和 5 年度のコピー用紙の調達率は 98.8%であり、令和 4 年度（98.9%）と同様に極めて高い水準となっている。また、紙類全体の調達量については、平成 20 年度の 77,593 トン¹から令和 5 年度の 46,070 トンと 40.6%の減少となっている²。紙類全体の調達量については、東日本大震災の影響が少なからずあったと考えられる平成 23 年度の調達量 56,965 トンがボトムとなっていたが、その後、平成 24 年度、25 年度と 2 年連続で調達量が増加した。平成 26 年度以降は減少傾向に転じたところであるが、令和元年度は平成 30 年度比 13.6%の増加（特にトイレットペーパー及びティッシュペーパーの衛生用紙の調達量が増加）となった。ペーパーレス化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響等によるテレワークの拡大により、令和 2 年度に再び減少（令和元年度比 11.2%減少）に転じ、2 年連続で減少し、経年の傾向として

¹ 紙及び紙製品については、平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率の偽装により、平成 20 年度においては準特定調達物品等（第 1 四半期については、次の①～④のいずれかに該当するもの、第 2 四半期以降については⑤に該当するものをいう。①事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出ているもの（いわゆるオフセットなど）、②事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出ているもの、③前記①または②に類似する環境に配慮した措置がとられているもの、④新規契約を要する場合に、特定調達物品等及びオフセット宣言された製品が存在しない場合にあっては、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品、⑤新規契約を要する場合に特定調達物品等が存在しない場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品）の調達量を別途集計しているが、全機関の実績値の集計に当たっては、特定調達物品等と合算している。

² ジアゾ感光紙については、平成 21 年度より特定調達品目から削除されているが、当該品目の総調達量は 13 トン程度であり紙類全体の調達量への影響は少ない。

は減少方向であるが、令和 4 年度に再び増加（令和 3 年度比 4.8%増加）、令和 5 年度は減少（令和 4 年度比 8.3%減少）となっている。調達量の増減傾向については、今後の動向を引き続き注視する必要がある。

文具類については、令和 5 年度の特定期調達品目 85 品目を令和 4 年度と比較すると、64 品目において、令和 4 年度と同等ないし同等以上の調達率となっており、65 品目については 95%以上の調達率である。また、オフィス家具等については、12 品目すべてが 95%以上の調達率となっている。

画像機器等はすべての品目、電子計算機等はディスプレイ及び記録用メディアを除く品目、オフィス機器等は掛時計を除く品目、移動電話は携帯電話、家電製品はすべての品目、エアコンディショナー等は業務用エアコンディショナー、温水器等はガス調理機器を除く品目、照明は LED 照明器具（投光器及び防犯灯を除く）及び電球形状のランプを除く品目について 95%以上の高い調達率となっている。

また、令和元年度の調達より 2 段階の判断の基準を設定しており、令和 5 年度においてはコピー機等 3 品目、電気冷蔵庫等 3 品目、エアコンディショナー（業務用）、LED 照明器具（投光器及び防犯灯を除く）、乗用車を除く自動車 5 車種（5 品目）、乗用車用タイヤ、タイヤカーペット及び太陽熱利用システムの 16 品目が対象となっている。令和 5 年度の発注実績（規準値 1 又は基準値 2 で発注したもの）は、基準値 1 による発注が、コピー機等 3 品目が 50.1%（4,741 台/9,451 台）、電気冷蔵庫等 3 品目が 76.2%（7,424 台/9,742 台）、エアコンディショナー（業務用）が 85.5%（4,130 台/4,831 台）、LED 照明器具が 84.3%（151,778 台/179,975 台。投光器・防犯灯を除く）、乗用車を除く 5 車種が 26.3%（118 台/449 台）、乗用車用タイヤが 50.6%（7,490 本/14,490 本）、タイヤカーペットが 88.2%（282,236 m²/320,051 m²）及び太陽熱利用システムが 23.7%（40 m²/169 m²）となっている。2 段階の判断の基準の設定品目については、電動車等の調達が困難な乗用車以外の 5 品目及び太陽熱利用システムが相対的に低くなっているが、国等の機関において、より高い環境性能である基準値 1 による調達が積極的に実施されていることが示された。

繊維製品（制服・作業服等、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品）については、3 品目（ブルーシート、旗及びのぼり）が 95%を下回っているが、全般的には例年以上の調達率となっている。

設備のうち、太陽光発電システムの導入設備容量は 1,779kW、燃料電池については 166kW で、令和 4 年度より大幅に増加しており、積極的な導入が図られている。太陽熱利用システムについては 169 m²で令和 4 年度と同水準の調達であり、引き続き積極的な調達が期待される。

災害備蓄用品については、10 品目のうち、乾パン及び非常用携帯燃料が 95%を下回っているが、他の 8 品目は高い水準で調達されている。

役務については、20 品目のうち、自動車整備を除く 19 品目で引き続き 95%以上の高い調達率となっている。

ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋の総調達量は 90.7 百万枚、うち 75.4 百万枚が特定調達物品等であり、調達率は 83.1%となっており、令和 4 年度と同水準の調達率となっている。

② 公共工事

公共工事については、調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の調達率が低いものがあるが、基本方針において以下のとおり定めているところであり、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が推進されている。また、事業の目的等により使用できる資材等が異なるため、単純な比較はできないものの、過去の実績と比較すると特定調達物品等の調達率は概ね横ばいの状況にある。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

(2) 平成 12 年度以前からの取組の進展

平成 7 年 6 月に閣議決定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）に基づき、各省庁については平成 12 年度までの調達実績の把握を行ってきた。

コピー用紙及び一般公用車について、率先実行計画からの調達状況の推移を示すと図 1-1 及び図 1-2 のとおりである。

① コピー用紙

コピー用紙については、調達実績が、平成 7 年度から定常的に向上しており、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 92.6%、平成 14 年度から平成 16 年度は 98.5%、平成 17 年度は 98.9%、平成 18 年度は 98.6%と極めて高い水準に達していた。しかし、平成 20 年 1 月に古紙パルプ配合率偽装問題が発覚しているため、平成 18 年度以前のデータについてはその影響があることに注意が必要である。古紙パルプ配合率偽装問題発覚後に集計した平成 19 年度は 95.2%と低下したが、平成 20 年度以降回復し、平成 22 年度及び平成 23 年度は 99.3%と過去最高の水準となった。令和 5 年度においても 98.8%と極めて高い調達率を維持している。

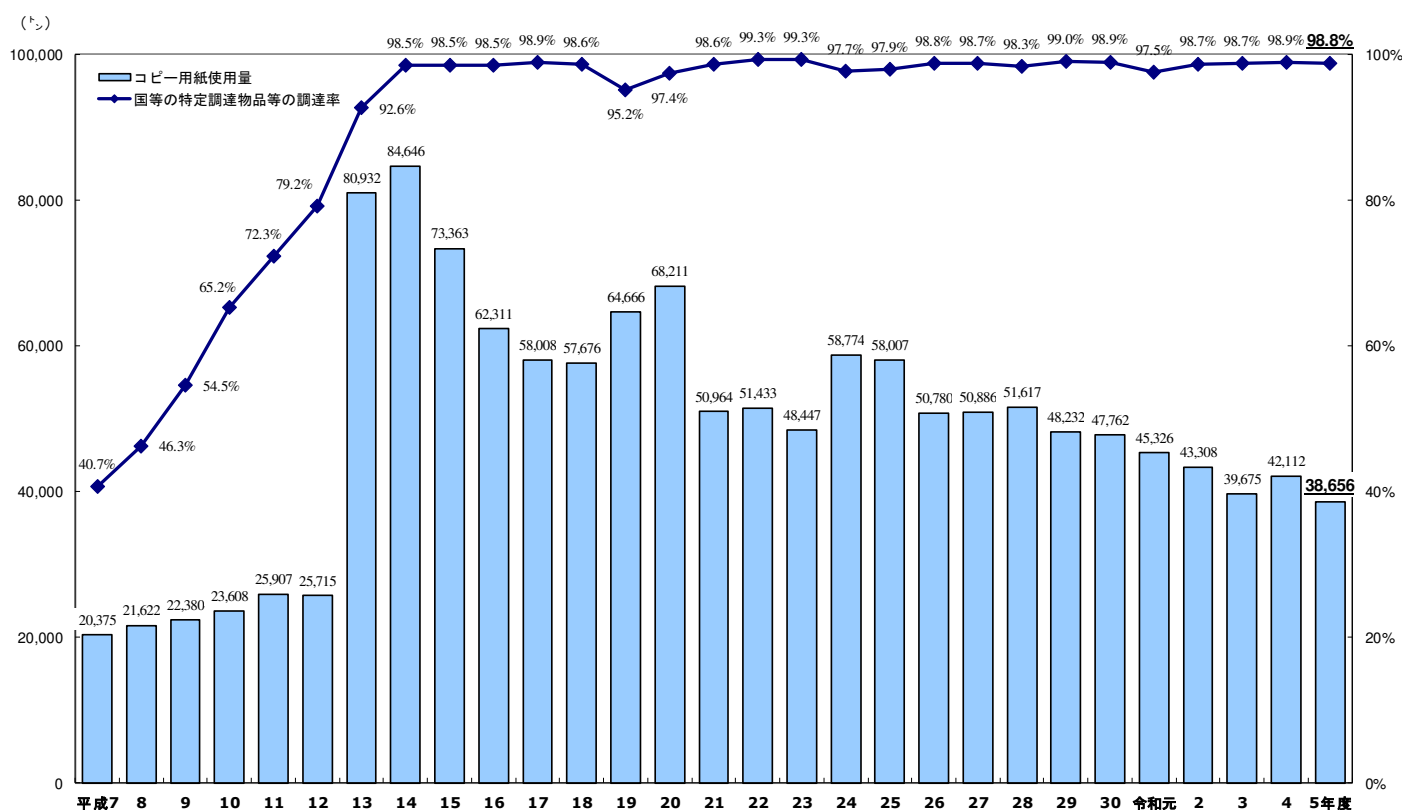


図 1-1 国等の機関によるコピー用紙使用量及び調達率の推移³

また、平成 14 年度をピークにコピー用紙の総調達量も 4 年連続で大幅に減少してきたが、

³ 平成 12 年度までは、率先実行計画実施状況調査において把握された数値。コピー用紙の使用量の集計対象機関は各省庁のみであり、平成 13 年度以降のグリーン購入法による集計対象機関とは異なる。なお、平成 12 年度まではコピー用紙の使用量及び再生パルプの使用量を把握していたことから、折れ線グラフは再生パルプの配合割合を示しており、参考数値である。

平成 19 年度から調達量が増加に転じ、平成 20 年度は 68,211 トンの調達量となった。しかし、平成 21 年度は 50,964 トンと前年度比 25.3%の大幅な削減が図られ、東日本大震災の影響が少なからずあると考えられる平成 23 年度は 48,447 トンとグリーン購入法の施行後において最も少ない調達量となった。平成 24 年度は平成 23 年度比約 1.1 万トンの増加、平成 25 年度も前年度比でほぼ横ばいであったが、平成 26 年度に減少に転じて以降、平成 27 年度は 50,886 トン、平成 28 年度は 51,617 トン、平成 29 年度は 48,232 トン、平成 30 年度は 47,762 トン、令和元年度は 45,326 トン、令和 2 年度は 43,308 トン、令和 2 年度は 43,308 トンと平成 29 年度以降は平成 23 年度を下回る調達量であったが、令和 4 年度は 42,112 トン（令和 3 年度 39,675 トン）と増加に転じたが、令和 5 年度は 38,656 トンと前年度比で 8.2%の減少となった。

② 一般公用車

一般公用車については、原則として、政府のすべての一般公用車について、平成 14 年度以降 3 年を目途にこれを低公害車に切り替えることが平成 13 年 5 月に内閣総理大臣より指示され、これに向けて低公害車への切り替えが行われた結果、平成 16 年度において低公害車への切り替えが完了し、平成 17 年度以降は政府の一般公用車すべてが低公害車となっている。

率先実行計画より一般公用車への導入を進めてきた低公害車 4 車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車⁴及びハイブリッド自動車）及びグリーン購入法において一般公用車の切り替え対象車種として定めている低燃費かつ排出ガス 75%低減レベルの自動車⁵が一般公用車の保有台数に占める割合は、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 18.9%であったが、平成 14 年度に 45.5%、平成 15 年度に 72.9%、そして上記のとおり、平成 16 年度に 100%となり、平成 17 年度以降も 100%を維持している。

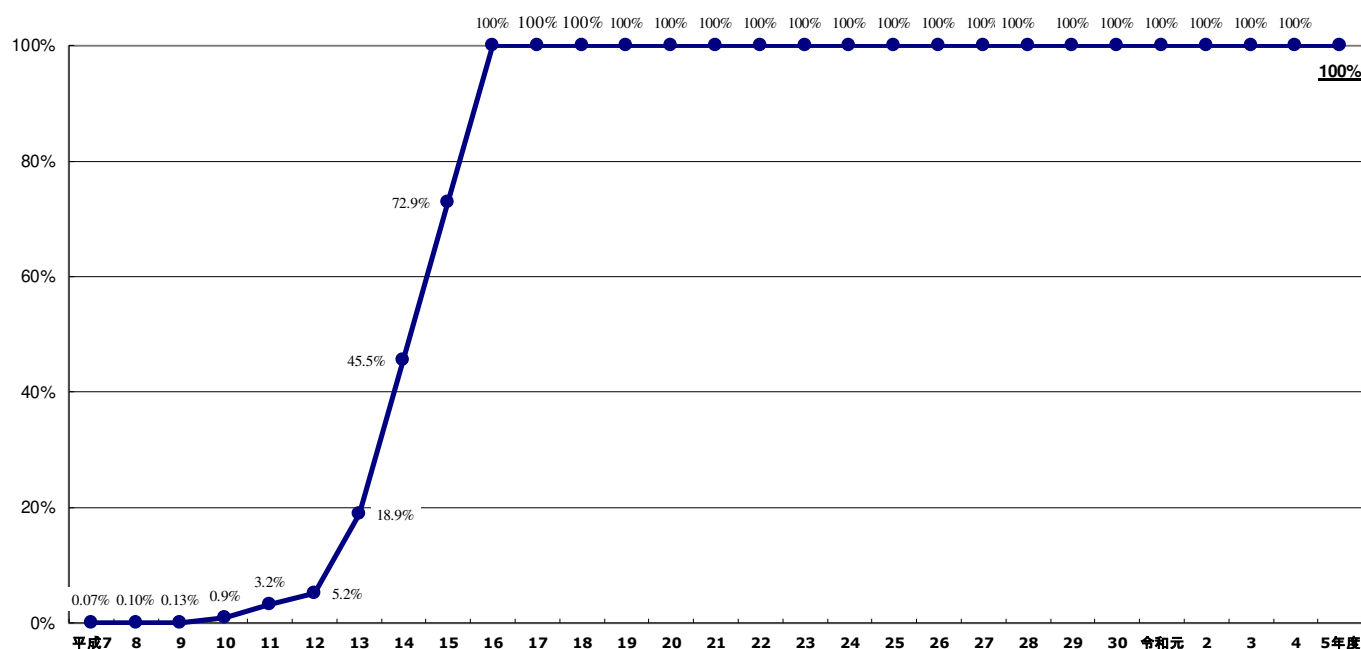


図 1-2 一般公用車に占める低公害車の割合の推移

⁴ メタノール自動車については、平成 24 年 2 月の判断の基準の見直しにより、特定調達物品等から除外。

⁵ 令和 4 年 2 月の判断の基準の見直しにより、2050 年カーボンニュートラルに向けて自動車の電動化の推進を図る観点から、乗用車については、すべて電動車等とすることとされた。

令和５年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
紙 類 (7)	コピー用紙	100 %	38,656 トン	38,180 トン	98.8 %	477 トン	42,112 トン	92 %	98.9 %	→
	フォーム用紙	100 %	199 トン	187 トン	93.8 %	12 トン	94 トン	212 %	98.3 %	↓
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100 %	74 トン	46 トン	62.5 %	28 トン	51 トン	146 %	94.7 %	↓
	塗工されていない印刷用紙	100 %	1,461 トン	1,354 トン	92.6 %	107 トン	2,340 トン	62 %	98.4 %	↓
	塗工されている印刷用紙	100 %	487 トン	473 トン	97.0 %	14 トン	727 トン	67 %	99.4 %	↓
	トイレットペーパー	100 %	4,820 トン	4,742 トン	98.4 %	78 トン	4,500 トン	107 %	99.0 %	→
	ティッシュペーパー	100 %	371 トン	346 トン	93.2 %	25 トン	429 トン	87 %	94.5 %	↓
文 具 類 (85)	シャープペンシル	100 %	425,485 本	424,068 本	99.7 %	1,417 本	320,600 本	133 %	99.9 %	→
	シャープペンシル替芯	100 %	180,179 個	179,509 個	99.6 %	670 個	222,386 個	81 %	99.3 %	→
	ボールペン	100 %	2,433 千本	2,395 千本	98.5 %	38 千本	2,078 千本	117 %	99.0 %	→
	マーキングペン	100 %	2,183 千本	2,138 千本	97.9 %	45 千本	2,077 千本	105 %	97.9 %	→
	鉛筆	100 %	923,951 個	892,684 個	96.6 %	31,267 個	686,985 個	134 %	98.1 %	↓
	スタンプ台	100 %	39,373 個	39,206 個	99.6 %	167 個	41,005 個	96 %	99.8 %	→
	朱肉	100 %	45,653 個	45,298 個	99.2 %	355 個	35,038 個	130 %	99.0 %	→
	印章セット	100 %	2,162 個	1,962 個	90.7 %	200 個	5,986 個	36 %	99.3 %	↓
	印箱	100 %	1,800 個	1,768 個	98.2 %	32 個	1,415 個	127 %	98.2 %	→
	公印	100 %	4,422 個	4,365 個	98.7 %	57 個	2,957 個	150 %	99.3 %	→
	ゴム印	100 %	649,300 個	640,882 個	98.7 %	8,418 個	717,758 個	90 %	98.2 %	→
	回転ゴム印	100 %	27,555 個	27,334 個	99.2 %	221 個	22,966 個	120 %	99.3 %	→
	定規	100 %	66,691 個	63,775 個	95.6 %	2,916 個	112,731 個	59 %	99.0 %	↓
	トレー	100 %	94,125 個	92,049 個	97.8 %	2,076 個	68,426 個	138 %	96.5 %	↑
	消しゴム	100 %	418,043 個	414,055 個	99.0 %	3,988 個	371,379 個	113 %	99.4 %	→
	ステープラー(汎用型)	100 %	58,113 個	57,492 個	98.9 %	621 個	53,707 個	108 %	98.3 %	→
	ステープラー(汎用型以外)	100 %	5,483 個	5,446 個	99.3 %	37 個	5,674 個	97 %	99.2 %	→
	ステープラー針リムーバー	100 %	33,037 個	28,802 個	87.2 %	4,235 個	35,420 個	93 %	87.3 %	→
	連射式クリップ(本体)	100 %	24,984 個	24,235 個	97.0 %	749 個	7,862 個	318 %	95.5 %	↑
	事務用修正具(テープ)	100 %	143,222 個	138,617 個	96.8 %	4,605 個	133,868 個	107 %	98.0 %	↓
	事務用修正具(液状)	100 %	12,346 個	10,797 個	87.5 %	1,549 個	6,962 個	177 %	98.4 %	↓
	クラフトテープ	100 %	228,211 個	216,575 個	94.9 %	11,636 個	165,018 個	138 %	91.7 %	↑
	粘着テープ(布粘着)	100 %	693,931 個	667,186 個	96.1 %	26,745 個	438,143 個	158 %	94.4 %	↑
	両面粘着紙テープ	100 %	131,026 個	110,501 個	84.3 %	20,525 個	129,386 個	101 %	96.8 %	↓
	製本テープ	100 %	73,630 個	61,733 個	83.8 %	11,897 個	78,035 個	94 %	83.5 %	→
	ブックスタンド	100 %	33,783 個	27,172 個	80.4 %	6,611 個	41,284 個	82 %	92.8 %	↓
	ペンスタンド	100 %	4,867 個	4,690 個	96.4 %	177 個	3,333 個	146 %	95.7 %	→
	クリップケース	100 %	7,483 個	7,453 個	99.6 %	30 個	7,895 個	95 %	87.6 %	↑
	はさみ	100 %	64,724 個	60,269 個	93.1 %	4,455 個	48,546 個	133 %	95.7 %	↓
	マグネット(玉)	100 %	138,706 個	112,653 個	81.2 %	26,053 個	136,330 個	102 %	99.1 %	↓
	マグネット(バー)	100 %	86,745 個	85,014 個	98.0 %	1,731 個	56,690 個	153 %	96.1 %	↑
	テープカッター	100 %	7,618 個	7,513 個	98.6 %	105 個	7,539 個	101 %	98.4 %	→
	パンチ(手動)	100 %	14,838 個	13,744 個	92.6 %	1,094 個	16,397 個	90 %	96.1 %	↓
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	100 %	2,771 個	2,770 個	100.0 %	30 個	2,146 個	129 %	99.6 %	→
	紙めくりクリーム	100 %	9,981 個	9,961 個	99.8 %	20 個	11,096 個	90 %	99.7 %	→
	鉛筆削(手動)	100 %	125,233 個	124,937 個	99.8 %	296 個	10,108 個	1,239 %	97.6 %	↑
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	100 %	97,956 個	76,059 個	77.6 %	21,897 個	88,450 個	111 %	93.1 %	↓
	OAクリーナー(液タイプ)	100 %	2,545 個	2,543 個	99.9 %	2 個	1,917 個	133 %	98.9 %	↑
	ダストブロワー	100 %	28,698 個	28,472 個	99.2 %	226 個	26,108 個	110 %	99.1 %	→
	レターケース	100 %	11,398 個	10,933 個	95.9 %	465 個	10,450 個	109 %	97.3 %	↓
	メディアケース	100 %	213,287 個	176,695 個	82.8 %	36,592 個	247,557 個	86 %	81.7 %	↑

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
	マウスパッド	100 %	34,609 個	27,715 個	80.1 %	6,894 個	29,885 個	116 %	88.9 %	↓
	OAフィルター(枠あり)	100 %	2,170 個	1,983 個	91.4 %	187 個	2,934 個	74 %	94.5 %	↓
	丸刃式紙裁断機	100 %	594 台	558 台	93.9 %	36 台	564 台	105 %	93.8 %	→
	カッターナイフ	100 %	56,126 個	55,479 個	98.8 %	647 個	57,369 個	98 %	98.8 %	→
	カッティングマット	100 %	8,745 個	8,636 個	98.8 %	109 個	10,307 個	85 %	98.5 %	→
	デスクマット	100 %	28,700 個	28,109 個	97.9 %	591 個	24,778 個	116 %	98.2 %	→
	OHPフィルム	100 %	36,746 個	36,184 個	98.5 %	562 個	40,456 個	91 %	97.1 %	↑
	絵筆	100 %	14,533 個	14,064 個	96.8 %	469 個	15,771 個	92 %	96.8 %	→
	絵の具	100 %	9,884 個	9,700 個	98.1 %	184 個	8,237 個	120 %	97.4 %	→
	墨汁	100 %	966 個	952 個	98.6 %	14 個	732 個	132 %	97.7 %	→
	のり(液状)(補充用を含む。)	100 %	56,190 個	54,511 個	97.0 %	1,679 個	59,248 個	95 %	99.4 %	↓
	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	100 %	2,992 個	2,916 個	97.5 %	76 個	3,139 個	95 %	99.9 %	↓
	のり(固形)(補充用を含む。)	100 %	298,119 個	294,730 個	98.9 %	3,389 個	303,023 個	98 %	99.1 %	→
	のり(テープ)	100 %	358,581 個	355,479 個	99.1 %	3,102 個	378,204 個	95 %	99.6 %	→
	ファイル	100 %	13,762 千冊	11,192 千冊	81.3 %	2,570 千冊	12,537 千冊	110 %	89.2 %	↓
	バインダー	100 %	669,846 冊	668,483 冊	99.8 %	1,363 冊	536,871 冊	125 %	99.7 %	→
	ファイリング用品	100 %	2,882 千個	2,813 千個	97.6 %	69 千個	2,481 千個	116 %	97.8 %	→
	アルバム(台紙を含む。)	100 %	13,247 個	12,853 個	97.0 %	394 個	12,654 個	105 %	99.5 %	↓
	つづりひも	100 %	2,132 千個	2,093 千個	98.1 %	40 千個	2,161 千個	99 %	97.8 %	→
	カードケース	100 %	703,515 個	697,926 個	99.2 %	5,589 個	393,846 個	179 %	98.1 %	↑
	事務用封筒(紙製)	100 %	77,814 千枚	75,080 千枚	96.5 %	2,734 千枚	80,918 千枚	96 %	94.9 %	↑
	窓付き封筒(紙製)	100 %	52,623 千枚	51,175 千枚	97.2 %	1,448 千枚	54,184 千枚	97 %	97.8 %	→
	けい紙・起案用紙	100 %	196,401 個	195,853 個	99.7 %	548 個	109,179 個	180 %	99.0 %	→
	ノート	100 %	417,572 冊	405,418 冊	97.1 %	12,154 冊	498,012 冊	84 %	97.9 %	→
	パンチラベル	100 %	1,185,671 個	515,139 個	43.4 %	670,532 個	397,185 個	299 %	80.9 %	↓
	タックラベル	100 %	1,242 千個	1,143 千個	92.0 %	99 千個	2,318 千個	54 %	62.9 %	↑
	インデックス	100 %	3,788 千個	3,190 千個	84.2 %	598 千個	4,581 千個	83 %	83.8 %	→
	付箋紙	100 %	5,400 千個	5,340 千個	98.9 %	60 千個	5,039 千個	107 %	98.7 %	→
	付箋フィルム	100 %	1,417 千個	1,416 千個	100.0 %	1 千個	486 千個	291 %	99.8 %	→
	黒板拭き	100 %	5,539 個	5,539 個	100.0 %	0 個	2,159 個	257 %	100.0 %	→
	ホワイトボード用イレーザー	100 %	23,192 個	22,655 個	97.7 %	537 個	24,106 個	96 %	97.4 %	→
	額縁	100 %	21,466 個	20,432 個	95.2 %	1,034 個	17,335 個	124 %	96.9 %	↓
	テープ印字機等用カセット	100 %	121,856 個	120,682 個	99.0 %	1,174 個	98,328 個	124 %	99.2 %	→
	テープ印字機等用テープ	100 %	166,653 個	164,688 個	98.8 %	1,965 個	103,192 個	161 %	98.6 %	→
	ごみ箱	100 %	41,677 個	40,405 個	96.9 %	1,272 個	38,225 個	109 %	97.3 %	→
	リサイクルボックス	100 %	4,882 個	4,874 個	99.8 %	8 個	7,591 個	64 %	92.8 %	↑
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100 %	331 個	331 個	100.0 %	0 個	622 個	53 %	99.7 %	→
	名札(机上用)	100 %	31,133 個	30,355 個	97.5 %	778 個	15,224 個	204 %	96.7 %	→
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100 %	584,590 個	565,250 個	96.7 %	19,340 個	416,495 個	140 %	97.8 %	↓
	鍵かけ(フックを含む。)	100 %	13,100 個	12,586 個	96.1 %	514 個	24,123 個	54 %	96.4 %	→
	チョーク	100 %	473,521 本	473,484 本	100.0 %	37 本	426,463 本	111 %	100.0 %	→
	グラウンド用白線	100 %	102,858 kg	102,858 kg	100.0 %	0 kg	87,446 kg	118 %	97.7 %	↑
	梱包用バンド	100 %	121,122 個	60,090 個	49.6 %	61,032 個	101,246 個	120 %	45.0 %	↑

分 野	品 目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
オフィス家具等(12)	いす		100 %	170,269 脚	168,332 脚	98.9 %	1,937 脚	140,528 脚	121 %	98.4 %	→
	机		100 %	66,069 台	65,443 台	99.1 %	626 台	74,617 台	89 %	99.3 %	→
	棚		100 %	30,463 連	29,866 連	98.0 %	597 連	30,133 連	101 %	98.5 %	→
	収納用什器(棚以外)		100 %	47,925 台	47,023 台	98.1 %	902 台	42,033 台	114 %	98.7 %	→
	ローパーティション		100 %	13,082 台	12,698 台	97.1 %	384 台	20,332 台	64 %	97.4 %	→
	コートハンガー		100 %	3,219 台	3,070 台	95.4 %	149 台	2,175 台	148 %	98.4 %	↓
	傘立て		100 %	1,658 台	1,603 台	96.7 %	55 台	1,664 台	100 %	95.7 %	→
	掲示板		100 %	2,428 個	2,381 個	98.1 %	47 個	1,774 個	137 %	99.4 %	↓
	黒板		100 %	225 個	223 個	99.1 %	2 個	270 個	83 %	97.0 %	↑
	ホワイトボード		100 %	10,658 個	10,408 個	97.7 %	250 個	1,774 個	601 %	97.1 %	→
	個室ブース		100 %	450 台	442 台	98.2 %	8 台	- 個	- %	- %	-
	ディスプレイスタンド		100 %	26,760 台	26,043 台	97.3 %	717 台	- 個	- %	- %	-
画 像 機 器 等 (10)	コピー機等合計	購入	100 %	9,458 台	9,401 台	99.4 %	57 台	6,862 台	138 %	99.3 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	コピー機(基準値1で発注した物品等)	購入	12,745 台	12,503 台	242 台	16,281 台	-	-	-	-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	コピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	1,582 台	1,580 台	99.9 %	2 台		%	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	コピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	1,546 台	1,422 台	124 台			%	%	-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	複合機(基準値1で発注した物品等)	購入	251 台	248 台	98.8 %	3 台		%	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	複合機(基準値1で発注した物品等)	購入	502 台	502 台	0 台			%	%	-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	複合機(基準値2で発注した物品等)	購入	3,144 台	3,122 台	99.3 %	22 台		%	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	複合機(基準値2で発注した物品等)	購入	6,144 台	6,138 台	6 台			%	%	-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
	拡張性のあるデジタルコピー機(基準値1で発注した物品等)	購入	4,419 台	4,389 台	99.3 %	30 台		%	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)									
拡張性のあるデジタルコピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	4,329 台	4,309 台	20 台			%	%	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
拡張性のあるデジタルコピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	15 台	15 台	100.0 %	0 台		%	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
拡張性のあるデジタルコピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	220 台	220 台	0 台			%	%	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
拡張性のあるデジタルコピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	47 台	47 台	100.0 %	0 台		%	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
拡張性のあるデジタルコピー機(基準値2で発注した物品等)	購入	4 台	4 台	0 台			%	%	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
プリンタ等合計	購入	100 %	30,608 台	30,025 台	98.1 %	583 台	27,183 台	113 %	98.6 %	→	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
ファクシミリ	購入	13,704 台	13,374 台	330 台	16,108 台	-	-	-	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
スキャナ	購入	100 %	1,327 台	1,317 台	99.2 %	10 台	645 台	206 %	99.2 %	→	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
プロジェクタ	購入	44 台	44 台	0 台	41 台	-	-	-	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
トナーカートリッジ	購入	100 %	5,777 台	5,737 台	99.3 %	40 台	5,054 台	114 %	98.2 %	↑	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
インクカートリッジ	購入	100 %	1,336 台	1,331 台	5 台	1,381 台	-	-	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
インクカートリッジ	購入	100 %	5,287 台	5,232 台	99.0 %	55 台	5,647 台	94 %	99.2 %	→	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
インクカートリッジ	購入	294 台	294 台	0 台	438 台	-	-	-	-		
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)										
インクカートリッジ		100 %	700,748 個	682,834 個	97.4 %	17,914 個	721,898 個	97 %	97.1 %	→	
インクカートリッジ		100 %	644,771 個	634,903 個	98.5 %	9,868 個	688,076 個	94 %	98.6 %	→	

分 野	品 目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
電 子 計 算 機 等 (4)	電子計算機合計	購入	100 %	213,155 台	207,466 台	97.3 %	5,689 台	214,728 台	99 %	97.3 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			156,380 台	154,745 台		1,635 台	168,405 台	—	
	磁気ディスク装置	購入	100 %	43,972 台	43,230 台	98.3 %	742 台	45,489 台	97 %	98.3 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			11,919 台	11,776 台		143 台	2,152 台	—	
	ディスプレイ	購入	100 %	117,060 台	109,654 台	93.7 %	7,406 台	79,101 台	148 %	93.7 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			29,473 台	29,314 台		159 台	45,207 台	—	
	記録用メディア		100 %	865,446 個	770,035 個	89.0 %	95,411 個	1,170,599 個	74 %	89.0 %	→
オ フ ィ ス 機 器 等 (5)	シュレッダー	購入	100 %	5,498 台	5,424 台	98.7 %	74 台	5,241 台	105 %	98.4 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			214 台	214 台		0 台	132 台	—	
	デジタル印刷機	購入	100 %	505 台	487 台	96.4 %	18 台	200 台	253 %	99.5 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			60 台	60 台		0 台	159 台	—	
	掛時計		100 %	7,377 個	6,653 個	90.2 %	724 個	7,546 個	98 %	90.3 %	→
	電子式卓上計算機		100 %	67,351 個	65,642 個	97.5 %	1,709 個	46,285 個	146 %	99.4 %	↓
	一次電池又は小型充電式電池		100 %	4,718 千個	4,535 千個	96.1 %	183 千個	4,385 千個	108 %	97.1 %	→
	うち、災害備蓄用品として調達したもの			102,382 個	102,376 個	100.0 %	6 個	136,482 個	75 %	99.9 %	→
移 動 電 話 等 (3)	携帯電話	購入	100 %	10,050 台	9,905 台	98.6 %	145 台	4,333 台	232 %	95.8 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			5,504 台	5,502 台		2 台	7,193 台	—	
	PHS	購入	100 %	7,000 台	6,356 台	90.8 %	644 台	6,784 台	103 %	87.4 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			2,609 台	2,609 台		0 台	2,750 台	—	
	スマートフォン	購入	100 %	22,102 台	20,963 台	94.8 %	1,139 台	8,963 台	247 %	98.7 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
リース・レンタル(継続)				9,122 台	4,709 台		4,413 台	11,862 台	—		—

分 野	品 目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減	
家 電 製 品 (6)	電気冷蔵庫等合計	購入	100 %	9,742 台	9,384 台	96.3 %	358 台	8,622 台	113 %	97.8 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		100 台	100 台		0 台	114 台	—		—
	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫(基準値1で発注した物品等)	購入		6,990 台	6,806 台	97.4 %	184 台	6,324 台	%	97.7 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		83 台	83 台		0 台	88 台			—
	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫(基準値2で発注した物品等)	購入		2,136 台	1,969 台	92.2 %	167 台	1,622 台	%	97.7 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		12 台	12 台		0 台	25 台			—
	冷凍庫(基準値1で発注した物品等)	購入		434 台	430 台	99.1 %	4 台	419 台	%	98.6 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		5 台	5 台		0 台	1 台			—
	冷凍庫(基準値2で発注した物品等)	購入		182 台	179 台	98.4 %	3 台	257 台	%	98.1 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台		0 台	0 台			—
	テレビジョン受信機	購入	100 %	6,232 台	6,130 台	98.4 %	102 台	4,495 台	139 %	97.6 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		3,982 台	754 台		3,228 台	3,979 台	—		—
	電気便座	購入	100 %	2,883 台	2,807 台	97.4 %	76 台	2,093 台	138 %	95.6 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		21 台	21 台		0 台	1 台	—		—
	電子レンジ	購入	100 %	5,171 台	4,955 台	95.8 %	216 台	5,011 台	103 %	97.6 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		13 台	13 台		0 台	61 台	—		—
エアコンディショナー等 (4)	家庭用エアコンディショナー	購入		4,653 台	4,420 台	95.0 %	233 台	3,831 台	%	%	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		851 台	851 台		0 台	452 台			—
	業務用エアコンディショナー	購入	100 %	4,839 台	4,790 台	99.0 %	49 台	7,109 台	68 %	96.5 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		207 台	179 台		28 台	892 台	—		—
	業務用エアコンディショナー(ビルマル以外)(基準値1で発注した物品等)	購入		3,848 台	3,810 台	99.0 %	38 台	2,767 台	%	%	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		207 台	179 台		28 台	36 台			—
	業務用エアコンディショナー(ビルマル以外)(基準値2で発注した物品等)	購入		637 台	636 台	99.8 %	1 台	511 台	%	%	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台		0 台	404 台			—
	ビル用マルチ(基準値1で発注した物品等)	購入		282 台	280 台	99.3 %	2 台	2,767 台	%	%	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台		0 台	36 台			—
	ビル用マルチ(基準値2で発注した物品等)	購入		64 台	64 台	100.0 %	0 台	511 台	%	%	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台		0 台	404 台			—
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	購入	100 %	996 台	730 台	73.3 %	266 台	181 台	550 %	100.0 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		1 台	1 台		0 台	1 台	—		—
	ストーブ	購入	100 %	3,091 台	2,785 台	90.1 %	306 台	2,213 台	140 %	94.6 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		28 台	28 台		0 台	160 台	—		—

分 野	品 目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
温 水 器 等 (4)	ヒートポンプ式電気給湯器	購入	100 %	140 台	137 台	97.9 %	3 台	119 台	118 %	81.5 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			39 台	39 台		0 台	36 台	—	—
	ガス温水機器	購入	100 %	686 台	685 台	99.9 %	1 台	672 台	102 %	99.4 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			1 台	1 台		0 台	1 台	—	—
	石油温水機器	購入	100 %	20 台	20 台	100.0 %	0 台	23 台	87 %	95.7 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		0 台	0 台	—	—
	ガス調理機器	購入	100 %	292 台	261 台	89.4 %	31 台	308 台	95 %	97.4 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			99 台	99 台		0 台	36 台	—	—
照 明 (3)	LED照明器具	購入	100 %	182,491 台	180,686 台	99.0 %	1,805 台	144,576 台	126 %	94.1 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			10,746 台	10,746 台		0 台	88,510 台	—	—
	LED照明器具(投光器、防犯灯を除く) (基準値1で発注した物品等)	購入		151,778 台	151,298 台	99.7 %	480 台	123,656 台	%	94.4 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			10,165 台	10,165 台		0 台	87,932 台		—
	LED照明器具(投光器、防犯灯を除く) (基準値2で発注した物品等)	購入		28,197 台	26,976 台	95.7 %	1,221 台	18,739 台	%	91.7 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			579 台	579 台		0 台	578 台		—
	投光器、防犯灯	購入	100 %	2,506 台	2,412 台	96.2 %	94 台	2,181 台	115 %	97.2 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			2 台	2 台		0 台	0 台	—	—
	LEDを光源とした内照式表示灯	購入	100 %	4,437 台	4,412 台	99.4 %	25 台	4,829 台	92 %	99.8 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			6 台	6 台		0 台	1,372 台	—	—
	電球形LEDランプ		100 %	73,606 個	72,854 個	99.0 %	752 個	39,297 個	187 %	94.0 %	↑

分 野	品	目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
自 動 車 等 (8)	乗用車	購入	100 %	4,198 台	3,084 台	73.5 %	1,114 台	3,389 台	124 %	67.9 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			1,403 台	1,244 台		159 台	1,275 台	—	
	小型バス	購入	100 %	25 台	24 台	96.0 %	1 台	9 台	278 %	100.0 %	—
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			27 台	16 台		11 台	7 台	—	
	小型バス(基準値1で発注した物品等)	購入		9 台	9 台		台	0 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			2 台	2 台		台	0 台		
	小型バス(上記以外)	購入		16 台	16 台		台	9 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			25 台	13 台		台	7 台		
	小型貨物車	購入	100 %	241 台	218 台	90.5 %	23 台	213 台	113 %	93.0 %	—
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			151 台	141 台		10 台	90 台	—	
	小型貨物車(基準値1で発注した物品等)	購入		47 台	47 台		台	30 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			12 台	12 台		台	3 台		
	小型貨物車(上記以外)	購入		194 台	120 台		台	183 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			139 台	99 台		台	87 台		
	バス等	購入	100 %	58 台	54 台	93.1 %	4 台	101 台	57 %	95.0 %	—
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			8 台	7 台		1 台	12 台	—	
	バス等(基準値1で発注した物品等)	購入		5 台	4 台		台	77 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			1 台	0 台		台	5 台		
	バス等(上記以外)	購入		53 台	54 台		台	24 台	%		
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			7 台	3 台		台	7 台		
	トラック等	購入	100 %	73 台	73 台	100.0 %	0 台	66 台	111 %	89.4 %	—
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		0 台	8 台	—	
トラック等(基準値1で発注した物品等)	購入		5 台	5 台		台	1 台	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		台	0 台			
トラック等(上記以外)	購入		68 台	68 台		台	65 台	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		台	8 台			
トラクタ	購入	100 %	62 台	60 台	96.8 %	2 台	93 台	67 %	88.2 %	—	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			63 台	61 台		2 台	85 台	—		—
トラクタ(基準値1で発注した物品等)	購入		52 台	52 台		台	0 台	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		台	0 台			
トラクタ(上記以外)	購入		10 台	9 台		台	93 台	%			
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			63 台	61 台		台	85 台			
合計(調達率は参考値)	購入		4,657 台	3,513 台	75.4 %	台	3,871 台	120 %	70.9 %	—	
	リース・レンタル(新規)										
	リース・レンタル(継続)			1,652 台	1,469 台		台	1,477 台	—		—

分野	品目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
内訳	電気自動車	購入		129 台	129 台			24 台	538 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		34 台	34 台			7 台	－		－
	燃料電池自動車	購入		12 台	12 台			16 台	75 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		12 台	12 台			11 台	－		－
	プラグインハイブリッド自動車	購入		77 台	77 台			16 台	481 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		11 台	11 台			21 台	－		－
	ハイブリッド自動車	購入		3,063 台	3,062 台			2,424 台	126 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		1,184 台	1,182 台			833 台	－		－
	水素自動車	購入		5 台	5 台			1 台	500 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		1 台	1 台			2 台	－		－
	天然ガス自動車	購入		7 台	6 台			2 台	350 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			80 台	－		－
	クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車)	購入		12 台	0 台			13 台	92 %		－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		4 台	0 台			7 台	－		－
	上記以外の自動車	購入		1,352 台	223 台	16.5 %	1,129 台	1,375 台	98 %	19.5 %	－
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		400 台	257 台		143 台	514 台	－		－
訳	乗用車用タイヤ		100 %	14,530 本	14,108 本	97.1 %	422 本	14,938 本	97 %	97.8 %	→
	基準値1で発注した物品等			7,490 本	7,347 本	98.1 %	143 本	8,157 本	－	－	－
	基準値2で発注した物品等			7,000 本	6,721 本	96.0 %	279 本	6,781 本	－	－	－
	2サイクルエンジン油		100 %	18,500 ㍓	18,258 ㍓	98.7 %	242 ㍓	7,798 ㍓	237 %	97.4 %	↑
消火器 (1)	消火器	購入	100 %	39,211 本	38,951 本	99.3 %	260 本	46,394 本	85 %	99.8 %	→
		リース・レンタル(新規)						－	－	－	－
		リース・レンタル(継続)		913 本	913 本		0 本	－	－	－	－
制服・作業服等 (4)	制服		100 %	338,000 着	326,579 着	96.6 %	11,421 着	246,886 着	137 %	94.5 %	↑
	作業服		100 %	258,794 着	252,032 着	97.4 %	6,762 着	193,494 着	134 %	96.5 %	→
	帽子		100 %	228,942 点	227,696 点	99.5 %	1,246 点	113,758 点	201 %	99.4 %	→
	靴		100 %	117,776 足	112,357 足	95.4 %	5,419 足	122,021 足	97 %	95.5 %	→
インテリア・寝装寝具 (11)	カーテン		100 %	14,450 枚	14,278 枚	98.8 %	172 枚	12,940 枚	112 %	98.0 %	→
	布製ブラインド		100 %	1,369 枚	1,318 枚	96.3 %	51 枚	1,839 枚	74 %	99.4 %	↓
	金属製ブラインド		100 %	10,201 点	9,948 点	97.5 %	253 点	8,908 点	115 %	96.1 %	↑
	タフテッドカーベット		100 %	2,444 ㎡	2,402 ㎡	98.3 %	42 ㎡	3,748 ㎡	65 %	99.7 %	↓
	タイルカーベット		100 %	320,846 ㎡	315,732 ㎡	98.4 %	5,114 ㎡	856,461 ㎡	37 %	70.7 %	↑
	基準値1で発注した物品等			282,236 ㎡	280,936 ㎡	99.5 %	1,300 ㎡	－	－	－	－
	基準値2で発注した物品等			37,815 ㎡	34,001 ㎡	89.9 %	3,814 ㎡	－	－	－	－
	織じゅうたん		100 %	9,321 ㎡	9,301 ㎡	99.8 %	20 ㎡	4,461 ㎡	209 %	99.2 %	→
	ニードルパンチカーベット		100 %	5,617 ㎡	5,617 ㎡	100.0 %	0 ㎡	22,265 ㎡	25 %	94.3 %	↑
	毛布(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	27,573 枚	27,143 枚	98.4 %	430 枚	14,288 枚	193 %	95.4 %	↑
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		21,840 枚	21,840 枚		0 枚	229,308 枚	－		－
	ふとん	購入	100 %	10,769 枚	10,339 枚	96.0 %	430 枚	24,948 枚	43 %	99.4 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)		626,917 枚	624,731 枚		2,186 枚	645,202 枚	－		－

分 野	品 目		①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減		
	ベッドフレーム	購入	100 %	2,060 台	2,025 台	98.3 %	35 台	2,310 台	89 %	89.8 %	↑		
		リース・レンタル(新規)											
		リース・レンタル(継続)			381 台	381 台		0 台	482 台	—		—	
	マットレス	購入	100 %	4,766 個	4,540 個	95.3 %	226 個	3,824 個	125 %	95.0 %	→		
		リース・レンタル(新規)											
		リース・レンタル(継続)			190,975 個	190,785 個		190 個	189,429 個	—		—	
作 業 手 袋 (1)	作業手袋(災害備蓄用を含む)		100 %	3,833 千組	3,692 千組	96.3 %	141 千組	3,241 千組	118 %	97.7 %	↓		
そ の 他 織 維 製 品 (7)	集会用テント(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	1,436 台	1,371 台	95.5 %	65 台	592 台	243 %	97.5 %	↓		
		リース・レンタル(新規)											
		リース・レンタル(継続)			0 台	0 台		0 台	0 台	—		—	
	ブルーシート(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	8,232 枚	7,591 枚	92.2 %	641 枚	5,472 枚	150 %	94.8 %	↓		
		リース・レンタル(新規)											
		リース・レンタル(継続)			13 枚	13 枚		0 枚	1 枚	—		—	
	防球ネット		100 %	179 枚	179 枚	100.0 %	0 枚	264 枚	68 %	100.0 %	→		
	旗		100 %	5,274 点	4,464 点	84.6 %	810 点	4,927 点	107 %	84.2 %	→		
	のぼり		100 %	2,674 点	1,758 点	65.7 %	916 点	4,132 点	65 %	70.5 %	↓		
	幕		100 %	1,943 点	1,936 点	99.6 %	7 点	2,484 点	78 %	98.8 %	→		
	モップ	購入	100 %	42,663 点	42,196 点	98.9 %	467 点	30,772 点	139 %	98.5 %	→		
		リース・レンタル(新規)											
		リース・レンタル(継続)			20,249 点	20,224 点		25 点	20,319 点	—		—	
設 備 (11)	太陽光発電システム(公共・産業用)			1,779 kW	1,779 kW	100.0 %	0 kW	47 kW	3,785 %	100.0 %	→		
	太陽熱利用システム(公共・産業用)			169 m ²	169 m ²	100.0 %	0 m ²	173 m ²	98 %	100.0 %	-		
		基準値1で発注した物品等		40 m ²	40 m ²	100.0 %	0 m ²	48 m ²	—	—	-		
		基準値2で発注した物品等		129 m ²	129 m ²	100.0 %	0 m ²	125 m ²	—	—	-		
	燃料電池			166 kW	166 kW	100.0 %		15 kW	1,092 %	100.0 %	-		
	エネルギー管理システム			4 件	4 件	100.0 %		3 件	133 %	100.0 %	-		
	生ゴミ 処理機	食堂事業者が設置			24 台	24 台	100.0 %		203 台	12 %	100.0 %	—	
		自ら設置	購入										
			リース・レンタル(新規)										
			リース・レンタル(継続)										
	節水器具		100 %	615 個	615 個	100.0 %	0 個	164 個	375 %	90.2 %	↑		
	給水栓		100 %	865 個	853 個	98.6 %	12 個	4,642 個	19 %	99.7 %	↓		
	日射調整フィルム		100 %	4,057 m ²	4,010 m ²	98.8 %	47 m ²	4,283 m ²	95 %	100.0 %	↓		
	低放射フィルム		100 %	212 m ²	212 m ²	100.0 %	0 m ²	— m ²	— %	— %	-		
	テレワーク用ライセンス		100 %	123,743 件	123,743 件	100.0 %	0 件	126,062 件	98 %	100.0 %	-		
	Web会議システム		100 %	7,555 件	7,555 件	100.0 %	0 件	9,154 件	83 %	99.9 %	-		
災 害 備 蓄 用 品 (10)	災害備蓄用飲料水		100 %	1,132 千本	1,119 千本	98.9 %	13 千本	1,090 千本	104 %	98.7 %	→		
	アルファ化米		100 %	580,760 個	577,973 個	99.5 %	2,787 個	603,735 個	96 %	99.5 %	→		
	保存パン		100 %	176,174 個	174,929 個	99.3 %	1,245 個	151,808 個	116 %	99.9 %	→		
	乾パン		100 %	160,737 個	151,983 個	94.6 %	8,754 個	203,103 個	79 %	99.1 %	↓		
	レトルト食品等		100 %	588,612 個	581,940 個	98.9 %	6,672 個	569,663 個	103 %	98.5 %	→		
	栄養調整食品		100 %	196,885 個	191,803 個	97.4 %	5,082 個	339,462 個	58 %	98.7 %	↓		
	フリーズドライ食品		100 %	61,716 個	61,280 個	99.3 %	436 個	58,742 個	105 %	97.0 %	↑		
	非常用携帯燃料		100 %	4,170 個	3,958 個	94.9 %	212 個	4,522 個	92 %	85.0 %	↑		
	携帯発電機		100 %	203 台	198 台	97.5 %	5 台	192 台	106 %	100.0 %	↓		
	非常用携帯電源		100 %	820 個	794 個	96.8 %	26 個	524 個	156 %	89.3 %	↑		
	公 共 工 事 (70)	別途											

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定調達物品等 の調達量	④特定調達物品等 の調達率 ＝③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 ＝③-②	⑥令和4年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 ＝②/⑥	⑧令和4年度の 調達率	⑨調達率 増減
役 務 (20)	省エネルギー診断		93 件	93 件	100.0 %		25 件	372 %	100.0 %	→
	印刷	100 %	418 千件	417 千件	99.6 %	2 千件	8,691 千件	5 %	99.9 %	→
	食堂		352 件	343 件	97.4 %	9 件	227 件	155 %	98.7 %	→
	自動車専用タイヤ更生	更生タイヤ(リトレッド)	27 件	27 件	100.0 %	0 件	25 件	108 %	100.0 %	→
		リグループ	3 件	3 件						
	自動車整備	100 %	9,215 件	8,693 件	94.3 %	522 件	8,974 件	103 %	95.4 %	↓
	エンジン洗浄			2,652 件						
	庁舎管理	100 %	6,232 件	6,134 件	98.4 %	98 件	6,129 件	102 %	98.6 %	→
	植栽管理	100 %	3,786 件	3,707 件	97.9 %	79 件	3,418 件	111 %	98.1 %	→
	加煙試験	100 %	333 件	323 件	97.0 %	10 件	256 件	130 %	99.2 %	↓
	清掃	100 %	29,972 件	29,689 件	99.1 %	283 件	33,028 件	91 %	99.3 %	→
	タイルカーペット洗浄	100 %	437 件	430 件	98.4 %	7 件	457 件	96 %	99.1 %	→
	機密文書処理	100 %	5,241 件	5,172 件	98.7 %	69 件	5,212 件	101 %	98.8 %	→
	害虫防除	100 %	3,380 件	3,232 件	95.6 %	148 件	3,321 件	102 %	95.5 %	→
	輸配送	100 %	287,034 件	286,929 件	100.0 %	105 件	379,373 件	76 %	100.0 %	→
	旅客輸送(自動車)	100 %	17,873 件	17,713 件	99.1 %	160 件	9,091 件	197 %	98.4 %	→
	庁舎等において営業を行う小売業務		223 件	222 件	99.6 %	1 件	274 件	81 %	99.6 %	→
	クリーニング	100 %	75,799 件	75,532 件	99.6 %	267 件	99,833 件	76 %	99.8 %	→
	飲料自動販売機設置	缶・ボトル飲料自動販売機	3,070 台	2,969 台	96.7 %	101 台	2,637 台	116 %	99.9 %	↓
		紙容器飲料自動販売機	119 台	82 台	68.9 %	37 台	117 台	102 %	99.1 %	↓
		カップ式飲料自動販売機	196 台	184 台	93.9 %	12 台	238 台	82 %	100.0 %	↓
	引越輸送	100 %	1,445 件	1,429 件	98.9 %	16 件	1,626 件	89 %	99.8 %	→
	会議運営	100 %	2,066 件	2,013 件	97.4 %	53 件	2,048 件	101 %	98.8 %	↓
	印刷機能等提供業務	100 %	7,181 件	7,165 件	99.8 %	16 件	9,465 件	76 %	86.0 %	↑
ご み 袋 等 (1)	プラスチック製ごみ袋	100 %	90,688 千枚	75,358 千枚	83.1 %	15 千枚	82,733 千枚	110 %	83.4 %	→

注 1 : 「①目標値」については、国、独立行政法人等の最頻値を記載している。

注 2 : 「⑦総調達量増減率」は、令和 5 年度の品目ごとの総調達量に対する令和 4 年度の総調達量の増減率である。

注 3 : 「⑧令和 4 年度の調達率」は、令和 4 年度の品目ごとの特定調達物品等の調達率である。

注 4 : 「⑨調達率増減」は、令和 3 年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い(±1ポイント未満)の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

注 5 : 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、自動車、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品等の「購入」及び「リース・レンタル(新規)」については、合算して計上している。

注 6 : 自動車は、令和 4 年度は「乗用車」「小型バス」「小型貨物車」「バス等」「トラック等」「トラクタ」の 6 品目において 2 段階基準を適用。令和 5 年度は乗用車以外に 2 段階基準を適用。なお、各品目を合計した欄及び車種別の内訳を合計した欄における調達率は参考値である。

注 7 : 「災害備蓄用品」のうち、毛布、作業手袋、テント、ブルーシートについては、通常業務において調達される物品との合計で計上している。

注 8 : 設備の「生ゴミ処理機」及び役務の「食堂」については、合算して計上している。

令和5年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和4年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
盛土材等	建設汚泥から発生した処理土	m3	224,120	815	249,245	99.7%	99.7%	→
	土工用水砕スラグ	m3	2,285					
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m3	22,024					
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m3	0					
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m3	114,767	351	115,118	99.7%	99.9%	→
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	t	1,247,806	9,956	1,269,704	99.2%	98.3%	→
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	845					
	中温化アスファルト混合物	t	11,098					
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m3	7,092	4,564	11,921	61.7%	94.9%	↓
	フェロニッケルスラグ骨材	m3	165					
	銅スラグ骨材	m3	27					
	電気炉酸化スラグ骨材	m3	73					
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m3	27,030	5,509	2,063,296	99.7%	97.8%	↑
	再生骨材等	m3	2,030,758					
小径丸太材	間伐材	m3	16,154					
混合セメント	高炉セメント	t	457,148	8,650	530,545	98.4%	89.3%	↑
	フライアッシュセメント	t	64,746					
	生コンクリート(高炉)	m3	2,123,186	13,682	2,161,051	99.4%	99.3%	→
	生コンクリート(フライアッシュ)	m3	24,183					
セメント	エコセメント	個	752					
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m3	1,119					
	透水性コンクリート2次製品	個	89,837					
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	kg	129,102	0	129,102	100.0%	99.2%	→

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和4年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m3	13,694	85	13,779	99.4%	97.5%	↑
塗料	下塗用塗料(重防食)	kg	224,996	177	225,173	99.9%	99.5%	→
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	m2	1,210,961	1,176	1,212,137	99.9%	99.9%	→
	高日射反射率塗料	m2	25,804	936	26,741	96.5%	93.6%	↑
防水	高日射反射率防水	m2	58,655	18,954	77,608	75.6%	80.3%	↓
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m2	841	216	2,188	90.1%	96.8%	↓
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m2	1,131					
園芸資材	パークたい肥	kg	2,820,182	764	2,853,699	100.0%	100.0%	→
	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	32,753					
道路照明	LED道路照明	台	15,152	493	15,645	96.8%	98.7%	↓
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	個	1,653	0	1,653	100.0%	100.0%	→
タイル	セラミックタイル	m2	13,630	161	13,791	98.8%	96.7%	↑
建具	断熱サッシ・ドア	工事数	296					
製材等	製材	m3	6,788					
	集成材	m3	1,114					
	合板	m2	381,555					
		m3	8,064					
	単板積層材	m3	0					
	直交集成板	m3	173					
フローリング	フローリング	m2	71,989	966	72,955	98.7%	99.4%	→
再生木質ボード	パーティクルボード	m2	24,211	102	24,313	99.6%	100.0%	→
	繊維板	m2	7,523	0	7,523	100.0%	99.8%	→
	木質系セメント板	m2	25,577	0	25,577	100.0%	99.4%	→
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック複合材製品	m2	218	0	218	100.0%	99.9%	→

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和4年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
ビニル系床材	ビニル系床材	m2	398,595	3,710	402,306	99.1%	99.2%	→
断熱材	断熱材	工事数	1,965					
照明機器	照明制御システム	工事数	838	64	902	92.9%	95.3%	↓
変圧器	変圧器	台	933	7	940	99.3%	99.6%	→
空調用機器	吸収冷温水機	台	62	1	63	98.4%	100.0%	↓
	氷蓄熱式空調機器	台	4	0	4	100.0%	100.0%	→
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	台	793	5	798	99.4%	99.2%	→
	送風機	台	1,660	61	1,721	96.5%	98.9%	↓
	ポンプ	台	644	13	657	98.0%	96.0%	↑
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m	92,451	23,879	116,330	79.5%	75.4%	↑
衛生器具	自動水栓	工事数	764	9	773	98.8%	97.5%	↑
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	431	5	436	98.9%	100.0%	↓
	洋風便器	工事数	1,463	6	1,469	99.6%	98.4%	↑
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	工事数	371					
	合板型枠	工事数	236,104					
建設機械	排出ガス対策型建設機械	工事数	7,699	114	7,813	98.5%	98.4%	→
	低騒音型建設機械	工事数	5,701	63	5,764	98.9%	98.6%	→
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数	48	4	52	92.3%	97.8%	↓
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	工事数	67	5	72	93.1%	97.4%	↓
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数	797	4	801	99.5%	99.5%	→

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和4年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
舗装(路盤)	路上表層再生工法	工事数	634					
		m2	16,245					
	路上再生路盤工法	工事数	1,105					
		m2	30,223					
法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	31					
		m2	89,272					
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事数	6					
舗装	排水性塗装	m ²	398,693					
	透水性舗装	m ²	117,536					
屋上緑化	屋上緑化	m ²	804					

注１：品目名については、令和5年度基本方針に基づく名称としている。

注２：類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

注３：間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート２次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、断熱材、再生材料を使用した型枠、合板型枠、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法、排水性舗装、透水性舗装及び屋上緑化の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

注４：基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート２次製品に分けて計上している。

注５：路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を工事数で計上している場合とm²で計上している場合がある。

注６：「⑥増減」は、令和4年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い（±1ポイント未満）の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

2. 国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算

令和5年度において、グリーン購入法に基づき国等の機関が調達した特定調達物品等の調達実績からグリーン購入法施行前後における環境負荷低減効果を試算した結果は、以下のとおりである⁶。

(1) 文具類

① 筆記具

グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品等の市場占有率（図3-1～図3-4参照）と令和5年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算⁷すると表2-1のとおりであり、合計で16.3トンの削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で45.0t-CO₂の排出削減効果となる。

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の40%で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は2,765kg-CO₂/トン⁸

表2-1 国等の機関のグリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算

品 目	平成12年度 市場占有率	総 調 達 量 (千本/千個)	特 定 調 達 物品等調達量 (千本/千個)	プ ラ ス チ ッ ク 使 用 削 減 量 (トン)	焼却した場合の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャープ® ペンシル	15.7%	425.5	424.1	1.1	3.0
シャープ® ペンシル替芯	4.3%	180.2	179.5	0.5	1.4
ボールペン	13.0%	2,432.6	2,395.0	6.7	18.4
マーキングペン	16.3%	2,182.7	2,137.8	8.0	22.2
合 計	—	5,221.0	5,136.4	16.3	45.0

② ファイル、バインダー⁹

◆ 紙製ファイル及び紙製バインダー

グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品等の市場占有率（図3-5及び図3-7参照）と令和5年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算した結果、合計で31m³の削減効果となる。

なお、平成12年度における紙製ファイルの特定調達物品等の市場占有率は81.3%であり、

⁶ 紙類に係る環境負荷低減効果の試算については、古紙パルプ配合率の偽装が発覚したことから、平成18年度調査結果までと同様な試算や市場占有率を示すことは困難であり、平成19年度以降実施していない。なお、後述の2.（9）において、原材料として使用されるパルプ材の削減量について試算を行っている。

⁷ 試算例 マーキングペン：(2,137.8-2,182.7×0.163)（千本）×11.25（kg/千本）×0.4=8.0（トン）

⁸ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）施行令第3条に定める二酸化炭素排出係数

⁹ ファイル及びバインダーについては、紙製の製品についても調達実績に基づき環境負荷低減効果を試算している。

令和 5 年度におけるファイルの調達率は同じく 81.3%であることから、**紙製ファイルのパルプ材の削減量は 0**としている。

$$\text{バインダー} : 669,846 \text{ (冊)} \times (0.998 - 0.739) \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.252 \text{ (m}^3/\text{ト)} \\ \times 0.287 \times 0.7 = \underline{31.1 \text{ (m}^3\text{)}}$$

(参考) 合計 23t-CO₂ (=6.2t-C) の二酸化炭素固定量に相当¹⁰

【試算の前提】

- 紙及び板紙を生産するために使用したパルプの消費量は 7,430 千ト (令和 5 年)¹¹
- パルプ材 (原木及びチップ) の消費量は 24,162 千 m³ (令和 5 年)¹¹
 - ⇒ パルプ 1 ト当たりのパルプ材消費量は 3.252m³/ト
- 品目ごとの製品の紙重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 古紙パルプ配合率は特定調達品目の判断の基準の 70%で試算
- 国等の紙製のファイル及び紙製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (紙製のファイル 77.1%、紙製のバインダー 28.7%)

◆ プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率 (図 3-6 及び図 3-8 参照) と令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用される**プラスチックの削減量**を試算した結果、合計で **74 トの削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **204t-CO₂の排出削減効果**となる。

$$\text{ファイル} : 13,762 \text{ (千冊)} \times (0.813 - 0.291) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.229 \times 0.4 = \underline{65.8 \text{ (ト)}}$$

$$\text{バインダー} : 669,846 \text{ (冊)} \times (0.998 - 0.577) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.713 \times 0.4 = \underline{8.0 \text{ (ト)}}$$

焼却処理された場合 204t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40%で試算
- 国等のプラスチック製のファイル及びプラスチック製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (プラスチック製のファイル 22.9%、プラスチック製のバインダー 71.3%)
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/ト

¹⁰ 二酸化炭素固定量は、針葉樹の容積密度 0.4、炭素含有量 0.5 で算定 (以下、紙の試算において同じ。)。林野庁「森林吸収源対策推進プラン策定要領」(平成 15 年 3 月)

¹¹ 資料：経済産業省「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報」、日本紙類輸出入組合「紙類及びパルプの輸出入通関実績統計年報」

③ 定規、ステープラー（汎用型）

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-9 及び図 3-10 参照）と令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算した結果、合計で 1.7 トンの削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 4.6t-CO₂ の排出削減効果となる。

定 規：66,691（個）×（0.956－0.022）×34（g/個）×0.4＝0.8（トン）

ステープラー：58,113（個）×（0.989－0.156）×24（g/個）×0.7＝0.8（トン）

焼却処理された場合 4.6t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値（ステープラーについては汎用型の製品）
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の基準値（定規 40%、ステープラー70%）で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/トン

④ その他のプラスチック製文具類

上記①～③以外の特定調達品目のうち、主要材料がプラスチックの品目（事務用修正具、OA クリーナー、カードケース等）について、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算した結果、合計で 126 トンの削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 347t-CO₂ の排出削減効果となる。

$$\sum_{i: \text{品目}} W_i \times R_i \times Q_i \times (GP_i - MS00_i) = \underline{126 \text{ (トン)}}$$

W_i：製品のプラスチック重量、R_i：再生プラスチックの割合、

Q_i：特定調達物品等の調達量、GP_i：特定調達物品等の調達率、

MS00_i：平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率

焼却処理された場合 347t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/トン
- 主要材料がプラスチックである特定調達品目の平成 12 年度における特定調達物品

等の市場占有率は 20%と想定¹²

⑤ ダストブロワー

ダストブロワーについて、特定調達品目へ追加される前の平成 15 年度と比較して、国等が調達した特定調達物品等から温室効果ガス排出削減量を試算すると以下のとおり。

【温室効果ガス排出削減量の試算】

$$28,472 \text{ (個)} \times 500 \text{ (g-HFCs/個)} \times (1,430 - 1) \times 0.9 = \underline{18,309 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 製品への HFCs 封入量（約 500g）は生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリングによる
- 調達した製品は当該年度内にすべて使用するものとして試算
- 平成 15 年度におけるダストブロワーの HFC134a 充填製品の市場シェアは 90%程度¹³
- ダストブロワーは HFC134a（地球温暖化係数 1,430）から CO₂または DME（地球温暖化係数 1 以下）への代替とする

（２）画像機器等

① コピー機

コピー機について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率を想定し、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$9,458 \text{ (台)} \times (0.9940 - 0.333) \times (302 - 150.8) \text{ (kWh/台)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{398 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 9 年度におけるコピー機の年間消費電力量は 337kWh/台¹⁴
 - ⇒ エネルギー消費原単位は標準発熱量（原油 38.2MJ/ℓ¹⁵、電気 3.6MJ/kWh¹⁶）か

¹² 平成 12 年度における主要な文具類の特定調達物品等の市場占有率は、筆記具が約 4～16%、定規 2.2%、ステープラー15.6%、紙製ファイル 81.3%、プラスチック製ファイル 29.1%、紙製バインダー73.9%、プラスチック製バインダー57.7%となっており、市場占有率の高いファイル及びバインダー以外は、20%未満となっている。

¹³ 生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリング。なお、国内におけるダストブロワーの販売量は 580 万台前後と推計されており、HFC134a がすべて CO₂または DME（ノンフロン製品）に代替されると仮定すると、約 370 万 t-CO₂の温室効果ガス削減効果が得られるものと見込まれる。

¹⁴ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会（第 1 回、平成 15 年 12 月）資料によると、平成 9 年度の複写機（複合機を含む）の普及台数は 3,997 千台、エネルギー消費量は 127 千 kl（原油換算）

ら算定

- コピー機の目標年度（平成 18 年度）における基準年度（平成 9 年度）からのエネルギー消費効率の改善率は 31%¹⁷
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 302kWh/台¹⁸
- 対象機器は 40ipm の A3 モノクロコピー機とし、標準消費電力量（TEC 値）から年間消費電力量を算定
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 150.8kWh/台¹⁹
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh²⁰
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 33.3%²¹

② ファクシミリ

ファクシミリについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率を想定し、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,327 \text{ (台)} \times (0.9925 - 0.250) \times (320 - 31) \text{ (kWh/台)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{120 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 対象機器は 12ppm のファクシミリとし、通常機器の待機時消費電力と特定調達物品等の待機時消費電力（低電力モード消費電力）の差から待機時年間消費電力量を試算²²
 - ⇒ 通常機器の待機時消費電力は 41W/台

¹⁵ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 2 条第 3 項及び別表第 1 に定める発熱量

¹⁶ 資源エネルギー庁「2005 年度以降適用する標準発熱量の検討結果と改訂値について」（平成 19 年 5 月）

¹⁷ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会複写機判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 10 年 12 月）

¹⁸ 基準年度の平成 9 年度から目標年度の平成 18 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

¹⁹ 年間消費電力量（kWh）＝{（0.11×40－1.8）＋0.3}（kWh）×52（週）＝150.8（kWh）

²⁰ 電気事業低炭素社会協議会「2023 年度の CO₂ 排出実績（速報値）について」（令和 6 年 10 月）における令和 5 年度の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）。協議会会員事業者のうち、令和 5 年度において事業活動を行っていた事業者の実績

²¹ 基準年度から目標年度までの毎年の市場占有率の伸びを一定とし、目標年度において市場占有率が 100%となるものとして内挿している。

²² 一般財団法人省エネルギーセンターホームページ「国際エネルギースタープログラムの全般的解説（登録制度・基準値等について）」。昼間（8 時間）の半分（4 時間）は稼動状態または稼動準備状態（稼動時またはレディー時の消費電力は通常機器と特定調達物品等と同じ）とし、それ以外の時間帯は通電待機状態と想定している。

- ⇒ 特定調達物品等の標準消費電力量（TEC 値）は 0.58kWh/週（国際エネルギー
スタープログラム Version2.0 基準）であるため待機時消費電力は最大でも 4W/台
未満²³
- ⇒ 年間待機時間（時間）＝24（時間）×365（日）－4（時間）×20（日）×12（月）
- 待機時年間消費電力量（kWh/台）＝待機時消費電力×年間待機時間
 - ⇒ 通常機器の待機時消費電力量は 320kWh/台
 - ⇒ 特定調達物品等の待機時消費電力は 31kWh/台
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 25.0%²⁴

（３）家電製品・エアコン等

①－１ 電気冷蔵庫等

電気冷蔵庫等について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 5 年度における特定
調達物品等の年間消費電力量を想定し、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の
調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）
を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$9,384 \text{ (台)} \times (692 - 329) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,434 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 26 年度（基準年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は 383kWh/台²⁵
- 令和 3（2021）年度（目標年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は
283kWh/台²⁵
- 基準年度及び目標年度の年間消費電力量から試算
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 692kWh/台²⁶
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 329kWh/台²⁷

²³ 580（W）÷（24（時間）×7（日））＜4（W）

²⁴ 一般財団法人省エネルギーセンター「米国におけるエネルギースタープログラムの制度内容等に関する調査報告書」によると、エネルギースタープログラムの基準設定要件は市場における製品のエネルギー効率の上位 25% を根拠としている。

²⁵ 総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ取りまとめ（平成 28 年 2 月）

²⁶ 電気冷蔵庫等のエネルギー消費効率（年間消費電力量）については、平成 12 年にトップランナー基準の特定機器に指定された時点においては、JISC9801:1999 により測定されていたところであるが、その後、測定方法の見直しが行われ、平成 18 年からは JISC9801:2006 により、さらに平成 28 年 5 月からは JISC9801:2016 が採用されている。このため、平成 16 年度を目標年度とする平成 12 年当時のトップランナー基準による年間消費電力量とは測定方法が異なるため単純に比較できないが、前回のトップランナー基準（基準年度：平成 17 年度、目標年度：平成 23 年度）のエネルギー消費効率の改善率に基づき外挿・算定した年間消費電力量を現段階では平成 12 年度の基準値として踏襲することとした。

- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

①-2 電気冷蔵庫等（2段階の判断の基準による調達）【参考】

電気冷蔵庫等については、令和元年度より、2段階の判断の基準を設定して調達を実施しているところである。上記①-1の二酸化炭素排出削減量の試算においては、2段階の判断の基準のうち、「基準値2」による調達をベースとして試算しているが、以下では、「基準値1」による調達及び「基準値2」による調達に分けて試算する。なお、試算に当たっての前提条件は、基準値1の年間消費電力量がトップランナー基準の **283kWh/台** であること以外は、①-1と同様である。

試算の結果、基準値1による削減量が **1,246t-CO₂**、基準値2による削減量が **328t-CO₂** であり、合計で **1,574t-CO₂** の削減量となり、①-1の削減量から、さらに **140t-CO₂** の削減となる。

【基準値1の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$7,236 \text{ (台)} \times (692 - 283) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,246 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【基準値2の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,148 \text{ (台)} \times (692 - 329) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{328 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

② テレビジョン受信機

テレビジョン受信機（液晶テレビ）について、平成20年度²⁷及び令和5年度における特定調達物品等の年間消費電力量を想定し、令和5年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$6,130 \text{ (台)} \times (163.5 - 52) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{288 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成20年度（基準年度）における液晶テレビの年間消費電力量は 163.5kWh/台²⁹
- 平成24年度（目標年度）における液晶テレビの年間消費電力量は 103.0kWh/台²⁹
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 52kWh/台³⁰
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

²⁷ 2段階の判断の基準の基準値2（=283kWh×100/86の小数点以下切捨）

²⁸ 平成24年度を目標年度とする液晶テレビに係るトップランナー基準（年間消費電力量）は、従前の測定方法と異なることから、年間消費電力量を単純に比較することはできない。このため、平成20年度に出荷された実績値から試算した年間消費電力量を基準値とする。

²⁹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会テレビジョン受信機判断基準小委員会最終取りまとめ（平成21年7月）

³⁰ 年間消費電力量（=103kWh×100/198の小数点以下切捨）

③ 電気便座

電気便座について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 5 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,807 \text{ (台)} \times (281 - 175) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{125 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 12 年（基準年度）における電気便座の年間消費電力量は 281kWh/台³¹
- 令和 5 年度における特定調達物品等の年間消費電力量は 175kWh/台³²
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

④ エアコンディショナー

エアコンについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 5 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$4,420 \text{ (台)} \times (1,227 - 850) \text{ (kWh/台)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{702 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 冷房能力 2.8kW クラスの冷暖房兼用エアコン（直吹き形で壁掛け形）を対象として試算
 - ⇒ 省エネ法のエネルギー消費効率 は APF で設定³³
- 平成 12 年（基準年度）におけるエアコンの年間消費電力量は 1,227kWh/台³⁴
- 特定調達物品等のエネルギー消費効率（多段階評価基準の 4 つ星基準）³⁵に対応す

³¹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会暖房用・保温用電熱用品判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 14 年 4 月）

³² 温水洗浄便座のうち、公共向け製品の出荷量の 95%以上が貯湯式となっている（（一社）日本レストルーム工業会調査）ことから、貯湯式に係る判断の基準（平成 30 年 2 月改定）により試算。なお、電気便座については、多段階評価基準によらず、製品の供給状況を踏まえ判断の基準を設定している。

³³ 室内機が寸法規定タイプの場合は APF=5.8。なお、冷房能力 2.8kW クラスの寸法フリータイプはほとんど市場にないことから、寸法規定タイプで試算

³⁴ 一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ性能カタログ 2000 年 6 月版」に登録されている冷房能力 2.8kW の冷暖房兼用エアコン 71 機種 of 平均値

る年間消費電力量 850kWh/台³⁶

- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

(4) 照明

①-1 LED 照明器具

LED 照明器具について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度の普及品と令和 5 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における **二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）** を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$180,686 \text{ (台)} \times (86-28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{8,471 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- LED 照明器具は、平成 12 年度において一般照明用の器具として販売されていないことから、調達した台数すべてを削減量として試算
- LED 照明器具（LED 一体形器具）はラピッド式器具（FLR40×2 灯用）からの切り替えとする
- ラピッド式器具の消費電力は 86W/台、LED 照明器具の消費電力は 28W/台³⁷
- 年間消費電力量（kWh/台）＝消費電力×8（時間）×20（日）×12（月）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

①-2 LED 照明器具（2 段階の判断の基準による調達）【参考】

LED 照明器具については、令和 2 年度より、2 段階の判断の基準を設定して調達を実施しているところである。上記①-1 の二酸化炭素排出削減量の試算においては、2 段階の判断の基準のうち、「基準値 2」による調達をベースとして試算（投光器及び防犯灯を含む。）しているが、以下では、「基準値 1」による調達及び「基準値 2」による調達に分けて試算する。なお、試算に当たっての前提条件は、基準値 1 の LED 照明器具の消費電力を **25W/台**³⁷ であること以外は、①-1 と同様である。

試算の結果、基準値 1 による削減量が **7,460t-CO₂**、基準値 2 による削減量が **1,265t-CO₂** であり、合計で **8,725t-CO₂** の削減量となり、①-1 の削減量から、さらに **254t-CO₂** の削減となる。

³⁵ 寸法規定タイプの場合の APF は 6.6（＝5.8×114/100 の小数点 1 桁未満切捨を下回らない）

³⁶ 寸法規定タイプの場合の APF6.6 に対応する年間消費電力量は 850kWh/台（＝5,611kWh/6.6）

³⁷ 一般社団法人日本照明工業会調査

【基準値 1 の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$151,298 \text{ (台)} \times (86-25) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{7,460 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【基準値 2 の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$26,976 \text{ (台)} \times (86-28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,265 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

② 電球形 LED ランプ

電球形 LED ランプについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度の普及品と令和 5 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$72,854 \times (54-8) \text{ (W/台)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \times \\ 0.9898 \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{1,693 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形 LED ランプは、平成 12 年度において一般照明用ランプとして販売されていないことから、調達した個数すべてを削減量として試算
- 電球形 LED ランプ（810lm）は白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は 54W/個、電球形 LED ランプの消費電力は 8W/個³⁷
- 年間消費電力量（kWh/個）＝消費電力×5（時間）×20（日）×12（月）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

（5）自動車等

① 自動車

自動車については、平成 24 年度より対象範囲に重量車を含めるとともに、乗用車の判断の基準の強化を行い、燃費基準値として令和 2（2020）年度の省エネ法トップランナー基準（燃費目標値）を採用していた。令和 3 年度には自動車を 6 品目³⁸に分割した。また、2 段階の判断の基準を設定³⁹するとともに、乗用車については燃費基準値として、2020 年度燃費基準値

³⁸ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタ

³⁹ 令和 4 年度から乗用車を除く 5 車種は「基準値 1」として電動車等（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車）、「基準値 2」として次世代自動車（電動車等に加え、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車）又は一定の燃費性能を満たす車両。乗用車は電動車等に限っており、そのうちハイブリッド自動車については、燃費基準値及び排出ガス性能（ガソリン及び LPG）を満たすことが必要

を達成かつ令和 12（2030）年度の燃費目標値の 70%レベル達成としている。

◆ 乗用車

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における乗用車の燃費平均値と令和 5 年度において国等が調達した乗用車から使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,861 \text{ (台)} \times (1 - 12.2 \text{ (km/ℓ)} / 26.3 \text{ (km/ℓ)}) \times 546 \text{ (ℓ)} \times 34.6 \text{ (MJ/ℓ)} \times 67.1 \text{ (g-CO}_2\text{/MJ)} = \underline{1,944 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

なお、令和 5 年度において国等の機関が導入した乗用車のうち、ハイブリッド自動車として調達したものを試算対象としている。また、調達された電動車等の内訳は、電気自動車 129 台、プラグインハイブリッド自動車 77 台、燃料電池自動車 12 台、水素自動車 5 台であり、調達台数は 223 台と少なく、充電等に係る消費電力量の把握が困難であること、また、二酸化炭素排出削減への寄与も相対的に小さいため、削減量の試算に含めていない。なお、電動車等の削減効果については、今後検討を実施し、適切に削減量に反映するものとする。

【試算の前提】

令和 4（2022）年度において公用車で使用した燃料のうち、ハイブリッド自動車の燃料使用量は 4,363kL⁴⁰である。また、同年度におけるハイブリッド自動車の保有台数は 7,989 台⁴⁰であり、自動車 1 台当たりの年間燃料使用量は 546 ℓとなる。令和 4 年度の実績数値を基本とし、以下の前提で試算した。

- 調達時期にかかわらず 1 年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/ℓ⁴¹
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ⁴²
- ガソリン乗用車の燃費平均値は平成 12 年度実績値 12.2km/ℓ⁴³、調達したハイブリッド自動車の燃費平均値は 26.3km/ℓ⁴⁴

◆ 次世代自動車又は電動車等の導入状況

グリーン購入法においては、平成 21 年度から、次世代自動車を判断の基準として設定するとともに、次世代自動車 7 車種の調達状況を把握している⁴⁵。

⁴⁰ 地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画による令和 4（2022）年度の実績値。ただし、集計対象機関には独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の機関は含まれていない。

⁴¹ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁴² 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

⁴³ 国土交通省調査。JC08 モード換算値（10・15 モード 13.5km/ℓ）

⁴⁴ 令和 3 年度環境配慮契約締結実績調査によるハイブリッド乗用車（ガソリン）の単純平均燃費

⁴⁵ 令和 4 年度から乗用車については電動車等に限ること、乗用車以外の 5 車種は基準値 1 が電動車等となったことから、令和 4 年度以降は電動車等及び電動車以外に分けて調達量を把握

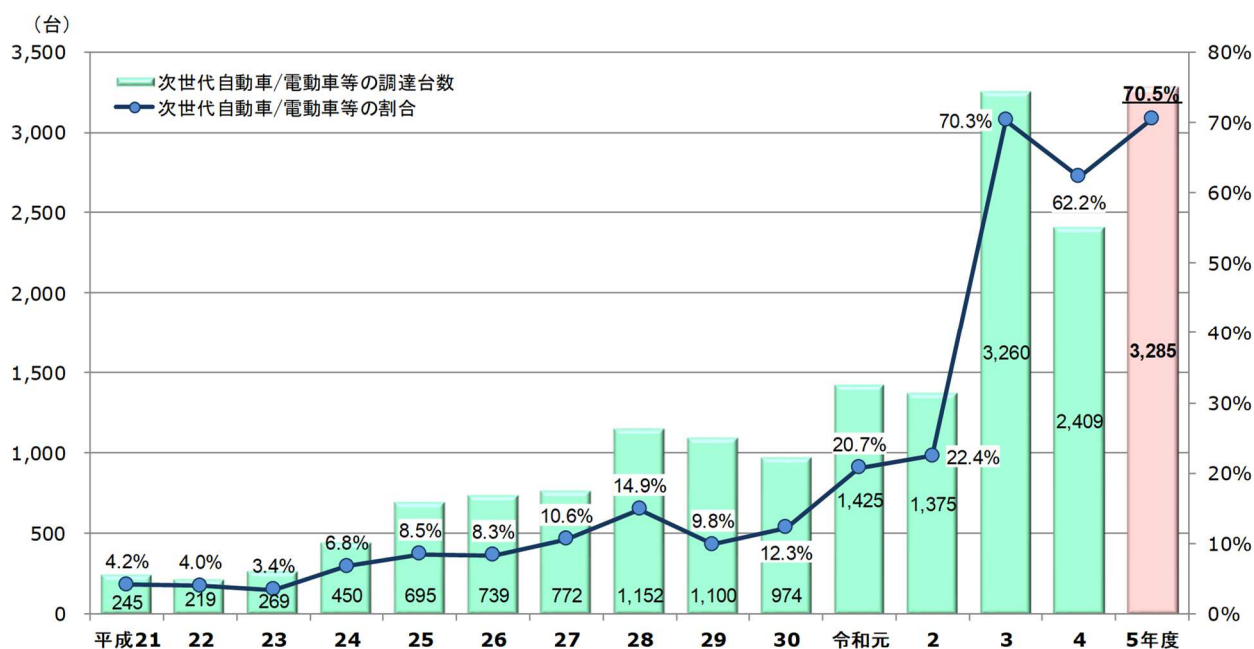


図 2-1 国等の機関における次世代自動車又は電動車等の調達の推移

注：令和 3 年度までは次世代自動車、令和 4 年度以降は電動車等の調達台数及び割合

国等の機関における次世代自動車（令和 4 年度からは電動車等）の調達実績の推移をみると、次世代自動車の調達台数及び自動車の総調達台数に占める次世代自動車の割合ともに増加傾向にある。令和元年度は総調達台数 6,886 台に対し、次世代自動車は 1,017 台と 20.7%であったが、令和 3 年度は総調達台数 4,638 台に対し、次世代自動車は 3,260 台で総調達台数に占める割合は 70.3%と大幅に上昇している（前年度比 47.9 ポイント増）。また、令和 4 年度は総調達台数 3,871 台のうち電動車等が 2,409 台で電動車等の割合は 62.2%、令和 5 年度は総調達台数 4,657 台のうち、電動車等が 3,285 台で電動車等の割合は 70.5%となっている。

なお、政府実行計画における目標で算出される割合については、保有台数から算出されており、本集計における割合とは一致しない。

◆ 小型バス、小型貨物自動車及び重量車（参考）

小型バス⁴⁶及び小型貨物自動車⁴⁷については平成 16 年度における燃費平均値（実績値）⁴⁸、重量車（バス、トラック等）については平成 14 年度における燃費平均値（実績値）⁴⁹と令和 5 年度において国等が調達したこれらの自動車から使用段階（自動車の走行）における**二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）**を試算すると、表 2-2 のとおり。

⁴⁶ 車両総重量 3.5 トン以下、乗車定員 11 人以上（燃料はガソリン換算）

⁴⁷ 車両総重量 3.5 トン以下の軽貨物車、軽量貨物車及び中量貨物車（燃料はガソリン換算）

⁴⁸ 平成 16 年度における燃費実績値。脚注 43 と同様の出典

⁴⁹ 平成 14 年度における燃費実績値。総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会最終とりまとめ（平成 17 年 11 月）

表 2-2 国等の機関の特定調達物品等（小型バス、小型貨物自動車及び重量車）
の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

車 種	令和5年度 導入台数	1台当たり 燃料使用量 (ℓ/ℓ)	平成14年度 又は16年度 燃費平均値 (km/ℓ)	平成27年度 燃費目標値 (km/ℓ)	二酸化炭素年間 削減量 (t-CO ₂)
小型バス	24	1,554	8.3	8.9	6
貨物車（車両総重量3.5t以下）	218	830	13.5	15.2	47
重量車（車両総重量3.5t超バス）	54	1,680	5.62	6.98	46
重量車（車両総重量3.5t超トラック等）	73	723	6.56	7.36	15
合 計	369	—	—	—	113

【試算の前提】

上記の乗用車と同様の方法で車種別の1台当たり年間燃料使用量を算定（平成26年度実績⁵⁰）し、基準年度における当該車種の燃費平均値と平成27（2015）年度の省エネ法トップランナー基準（燃費に係る判断の基準）から、二酸化炭素排出削減量を試算。

- 調達時期にかかわらず1年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/ℓ
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ
- 軽油の体積当たり標準発熱量は 37.7MJ/ℓ⁵¹
- 二酸化炭素排出量算定の軽油の燃焼に伴う排出係数は 68.6g-CO₂/MJ⁵²

② 乗用車用タイヤ

転がり抵抗が低減された乗用車用タイヤを装着した公用車による使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$3,527 \text{ (台)} \times 0.01 \times 546 \text{ (ℓ)} \times 34.6 \text{ (MJ/ℓ)} \times 67.1 \text{ (g-CO}_2\text{/MJ)} = 45 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 令和5年度において調達された特定調達物品等であるタイヤは 14,108 本であることから、3,527 台の公用車が 4 本のタイヤをすべて交換したものとする
- 試算対象の公用車はガソリン自動車とする
- 転がり抵抗による燃費の向上を 1%と想定^{53,54}

⁵⁰ 小型バス、小型貨物自動車、重量車等の車種別の実績数値が平成27年度以降公表されていないことから、平成26年度の実績値で試算

⁵¹ 算定省令第2条第3項及び別表1に定める発熱量

⁵² 算定省令第2条第3項及び別表1に定める二酸化炭素排出係数

⁵³ 自動車が走行時に受ける抵抗の65%が空気抵抗、20%が転がり抵抗（100km/h・定速走行：横浜ゴム調べ）であることから、転がり抵抗が10%低減されている場合は燃費が2%向上するものと推察される。

⁵⁴ 約10%転がり抵抗が増加すると10・15モードで1～2%燃費が悪化との実験研究結果（西山修二他：ホイール

- ハイブリッド自動車（乗用車）1台当たりの年間燃料使用量は 546 $\frac{\text{MJ}}{\text{L}}$
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{L}}$

（６）繊維製品

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における再生 PET 樹脂配合率を判断の基準とする繊維製品（制服・作業服、カーテン、毛布、ふとん⁵⁵、作業手袋）の市場占有率と令和 5 年度において国等が調達した当該品目から製造段階における二酸化炭素排出削減量を試算⁵⁶すると、表 2-3 のとおり。

表 2-3 国等の機関の特定調達物品等（繊維製品）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品 目	総調達量	調達率	平成12年度 市場占有率	単位重量 (kg/枚・組)	再生PET樹脂 使用量 (kg)	エネルギー 削減量 (千MJ/年)	二酸化炭素年間 削減量 (t-CO ₂)
制服	338,000 着	96.6%	5.9%	0.50	15,328	294	20
作業服	258,794 着	97.4%		0.38	8,998	173	12
カーテン	14,450 枚	98.8%		1.10	1,477	28	2
毛布	27,573 枚	98.4%		2.20	5,611	108	7
ふとん	10,769 枚	96.0%		6.10	5,919	114	8
作業手袋	3,833 千組	96.3%		0.05	86,620	1,663	114
合 計							163

【試算の前提】

- 品目ごとの単位重量は各社カタログ、経済産業省調査結果⁵⁷、業界団体・事業者へのヒアリングによる
- 再生 PET 樹脂配合率は特定調達品目の判断の基準で試算
- バージン PET 樹脂と再生 PET 樹脂のペレット製造エネルギーの差から二酸化炭素排出削減量を試算（エネルギーは原油換算）
- 再生 PET 樹脂の製造エネルギー削減量は 19.2MJ/kg⁵⁸
- 二酸化炭素排出量算定の原油換算に伴う排出係数は 68.6g-CO₂/MJ⁵⁹
- 原油の体積当たり標準発熱量は 38.2MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{L}}$ ⁶⁰
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（ポリエステル繊維生産量に占める繊維用途の再生 PET 樹脂の割合）は 5.9%⁶¹

アライメントがころがり抵抗に及ぼす影響，広島市工業技術センター年報，第 17 巻，pp.63-70 (2004))

⁵⁵ ふとんについては、再使用された詰物に係る判断の基準が設定されているが、本試算においてはすべて再生 PET 樹脂のリサイクルによる二酸化炭素排出削減量として算定している。

⁵⁶ 作業手袋の試算方法：3,833（千組）×（0.963－0.059）×0.05（kg/組）×0.5×19.2（MJ/kg）÷38.2（MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{L}}$ ）×（38.2（MJ/ $\frac{\text{L}}{\text{L}}$ ）×68.6（g-CO₂/MJ）＝114（t-CO₂）

⁵⁷ 経済産業省製造産業局繊維課「繊維製品（衣料 08 品）の LCA 調査報告書」（平成 16 年 2 月）

⁵⁸ 一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック廃棄物の処理・処分にに関する LCA 調査研究報告書」（平成 13 年 3 月）より算定している。

⁵⁹ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

⁶⁰ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁶¹ 平成 12 年度におけるポリエステル繊維生産量は 654,090 トン（長繊維 375,043 トン、短繊維 279,047 トン）、再商品化製品量のうち繊維用途は 38,317 トン。資料：PET ボトルリサイクル推進協議会、公益財団法人日本容器包装リサ

（７）設備（太陽光発電システム）

太陽光発電システムの導入による、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,779 \text{ (kW)} \times 0.12 \times 365 \text{ (日/年)} \times 24 \text{ (時間)} \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{787 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間に発電される電気によって代替される二酸化炭素排出削減量を試算
- 太陽光発電システムの年間発電量 (kWh/年) = 太陽電池アレイ出力 (kW) × システム利用率 (12%⁶²) × 365 (日/年) × 24 (時間/日)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

（８）公共工事

① 高炉セメント

令和 5 年度において国等が調達した高炉セメント及び生コンクリート（高炉）について、セメントを高炉スラグに置き換えることにより得られる令和 5 年度のセメント製造時における二酸化炭素排出削減量を試算⁶³すると、表 2-4 のとおり。

表 2-4 国等の機関の特定調達物品等（高炉セメント）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	単位	適用品目	高炉セメント市場占有率			二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)	
			平成12年度	令和4年度	占有率増分	12年度比削減量	全体の削減量
高 炉 セ メ ン ト	トン	457,148	24.4%	18.0%	—	0	83,125
生コンクリート（高炉）	m ³	2,123,186				0	96,516
合 計						0	179,641

【試算の前提】

- 高炉セメントにおける高炉スラグ配合率を 45%とする⁶⁴
- 生コンクリートの単位セメント量を 250kg/m³とする⁶⁵
- 二酸化炭素排出量算定のセメント製造時の排出係数は 417kg-CO₂/トン⁶⁶
- セメント製造用石灰石の含水率は 3.1%⁶⁶

イクル協会

⁶² 資源エネルギー庁「第 13 回調達価格等算定委員会資料（平成 26 年 2 月 17 日）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構におけるフィールドテスト事業の実績データ）

⁶³ 高炉セメントの二酸化炭素削減量の試算方法は「3.（6）高炉セメント②国内販売量からみた環境負荷低減効果（試算）」を参照。なお、生コンクリート（高炉）については体積を重量に変換するために換算係数 250 (kg/m³) を乗ずる必要がある。

⁶⁴ 業界団体ヒアリング結果

⁶⁵ 業界団体ヒアリング、文献調査

⁶⁶ 環境省「平成 14 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書」（平成 14 年 8 月）

② 変圧器

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の全損失値を想定し、令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の全損失値の差から、使用段階における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$933 \text{ (台)} \times (783 - 521.8) \text{ (W/台)} \times 365 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \\ \times 0.421 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{899 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の変圧器の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 11 年度（省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度）における変圧器の全損失値は 818W/台⁶⁷
- 平成 18 年度（省エネ法の旧トップランナー基準の目標年度）における変圧器の全損失値は 570W/台（基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は 30.3%）⁶⁷
- 平成 26 年度（目標年度）における変圧器の全損失値は 521.8W/台⁶⁸
 - ⇒ 平成 12 年度における全損失値は 783W/台⁶⁹
 - ⇒ 特定調達物品等の全損失値は 521.8W/台（省エネ法トップランナー基準）
- 変圧器は 24 時間使用するものと想定
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.421kg-CO₂/kWh

③ 屋上緑化

屋上緑化による夏季の冷房負荷の減少に伴う二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$804 \text{ (m}^2\text{)} \times 18.5 \text{ (kg-CO}_2\text{/m}^2\text{)} = \underline{15 \text{ (t-CO}_2\text{)}}$$

【試算の前提】

- 建物の冷房負荷削減量から冷房起源（6 月～9 月）の二酸化炭素排出削減量を試算⁷⁰
- 冷房エネルギーは電力、冷房機器の COP は 2.5 を想定⁷⁰
- 屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減量は 18.5kg-CO₂/m²・年⁷¹

⁶⁷ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 14 年 4 月）

⁶⁸ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終取りまとめ（平成 23 年 12 月）

⁶⁹ 省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度の平成 11 年度から目標年度の平成 18 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

⁷⁰ 環境省「『感覚環境の街作り』報告書」（平成 18 年 12 月）

⁷¹ 上記「感覚環境の街作り」報告書においては、屋上緑化による二酸化炭素排出削減効果を 30.3 kg-CO₂/m²・年と試算しているが、当該原単位の設定に当たって電気の使用に伴う排出係数を 0.690kg-CO₂/kWh としていること

(9) 紙類（参考）

紙類について、令和 5 年の紙用の古紙利用率⁷²と令和 5 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量の差から、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算⁷³すると表 2-5 のとおりであり、合計で約 55 千 m³の削減効果となる。なお、古紙パルプ配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算している⁷⁴。

表 2-5 国等の機関の特定調達物品等（紙類）の調達によるパルプ材削減量の試算

品 目	令和5年紙用 古紙利用率 (%)	総 調 達 量 (トン)	特 定 調 達 物品等調達量 (トン)	パ ル プ 材 削 減 量 (m ³)	二酸化炭素 の 固 定 量 (t-CO ₂)
コピー用紙	34.9%	38,656	38,180	43,580	31,958
フォーム用紙		199	187	213	156
インクジェット用塗工紙		74	46	53	39
塗工されていない印刷用紙		1,461	1,354	225	165
塗工されている印刷用紙		487	473	78	58
トイレットペーパー		4,820	4,742	10,040	7,362
ティッシュペーパー		371	346	733	538
合 計	—	46,070	45,328	54,922	40,275

から、令和 5 年度の使用端二酸化炭素排出原単位 0.421kg-CO₂/kWh との比から屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減原単位を算定している。

⁷² 古紙利用率＝古紙消費量（古紙パルプを含む）÷製紙用繊維原料消費合計（古紙＋古紙パルプ＋パルプ＋その他繊維）。令和 5 年における紙用の古紙消費量は 3,582 千トン、製紙用繊維原料消費合計は 10,256 千トンであることから紙用の古紙利用率は 34.9%（資料：経済産業省「紙・パルプ統計年報」及び「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計月報」、財務省「日本貿易月表」）。なお、板紙用の古紙利用率は 93.6%であり、紙及び板紙を合計した令和 5 年の古紙利用率は 66.8%となっている。

⁷³ パルプ材削減量及び二酸化炭素の固定量の試算方法は「2. （1）文具類②ファイル・バインダー」の「紙製ファイル及び紙製バインダー」を参照

⁷⁴ 判断の基準に総合評価を導入しているコピー用紙及び印刷用紙については、判断の基準を満たすために最低限必要な古紙パルプ配合率であるコピー用紙 70%、印刷用紙 40%で試算している。

3. 市場形成状況及び国内販売量等からみた環境負荷低減効果の試算

以下では、グリーン購入法施行前の平成12年度及び施行後の平成13年度から令和5年度における特定調達品目の市場形成の状況について、業界団体が実施した調査、業界団体・事業者等に対するアンケート調査等から把握可能な範囲で示す。また併せて、国内販売量等から試算可能な特定調達品目に関する全国の環境負荷低減効果を示す⁷⁵。

(1) - 1 文具類（筆記具）

① 市場形成状況⁷⁶

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンについて、市場調査したところ、以下のような結果が得られた⁷⁷。例えばこれら品目の令和5年度における特定調達品目の国内販売量に対する国等の機関による調達量の割合は高いものでも2%程度⁷⁸であるが、国等の機関の初期需要の創出に伴い、国内における特定調達物品等の供給量及び市場における特定調達物品等の占める割合は着実に増加しており、グリーン購入の市場が確実に拡大していることを示しているものと考えられる。

◆ シャープペンシル

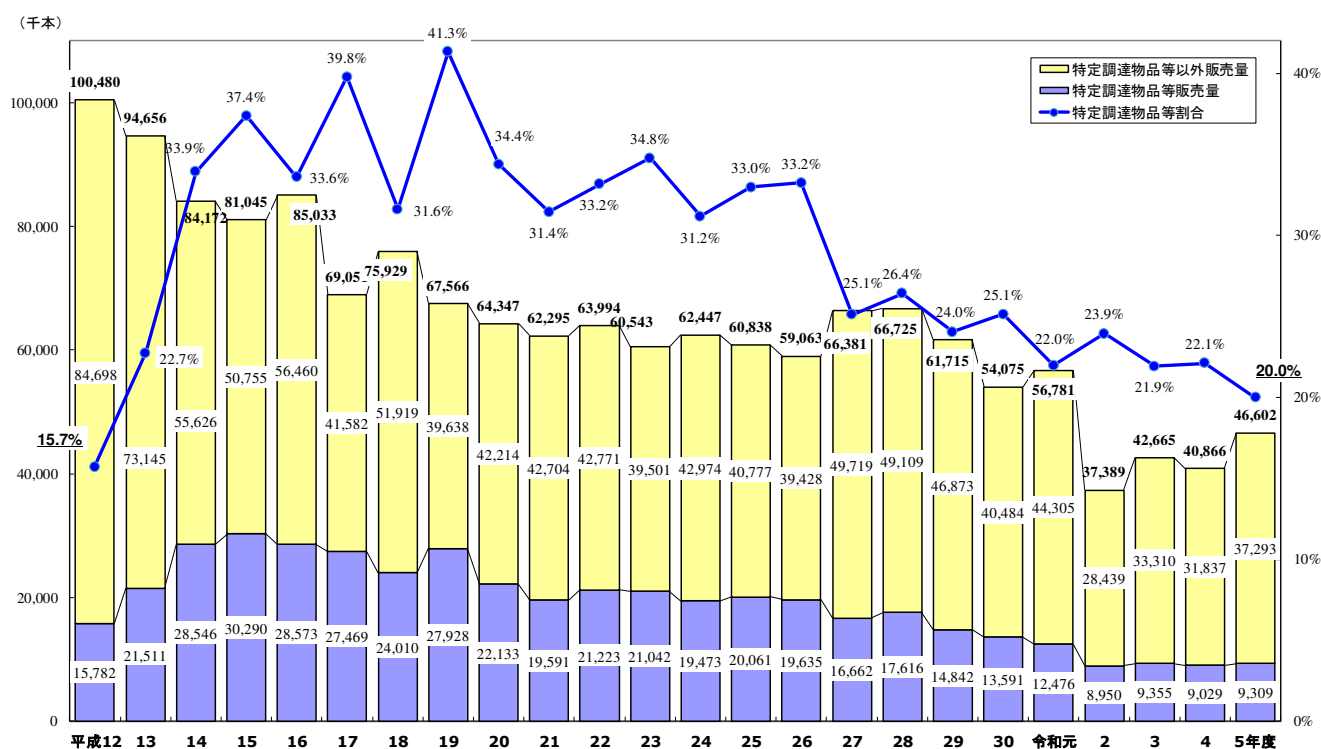


図3-1 特定調達物品等の国内販売量及び割合（シャープペンシル）

⁷⁵ 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算と同様の前提で試算している。

⁷⁶ 資料：繊維・生活用品統計年報、日本貿易統計、日本筆記具工業会調査、日本筆記具工業会会員企業に対するアンケート調査結果。なお、販売量等は過去に遡り修正している場合がある（他の品目についても同じ。）。

⁷⁷ 日本筆記具工業会会員企業の特定調達物品等の国内販売量に占める割合。なお、国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない（以下、筆記具において同じ。）。

⁷⁸ 令和5年度は、シャープペンシル0.8%、シャープペンシル替芯0.2%（1個当たり20本で換算）、ボールペン0.3%、マーキングペン0.4%

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、毎年度増減を繰り返しているものの、総体としては、近年減少傾向を示している。平成 12 年度の 15.7%から令和 4 年度は 22.1%、令和 5 年度は 20.0%となり、前年度比では 2.1 ポイント減となっている。

◆ シャープペンシル替芯

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 4.3%から令和 5 年度は 39.5%と、大幅な増加となっている。また、平成 16 年度、平成 17 年度と 2 年連続して前年度と比べ占有割合が低下していたが、平成 18 年度からは再び顕著な増加に転じ、平成 21 年度以降は 50%前後で横ばいの状況が続き、平成 25 年度に 57.4%に上昇し、平成 26 年度以降は、平成 29 年度の 43.4%までやや下降気味に推移していたが、令和元年度は 51.9%、令和 2 年度は 53.5%、令和 3 年度は 41.0%、令和 4 年度は 35.9%、令和 5 年度は 39.5%と近年は増加・下降を繰り返している。

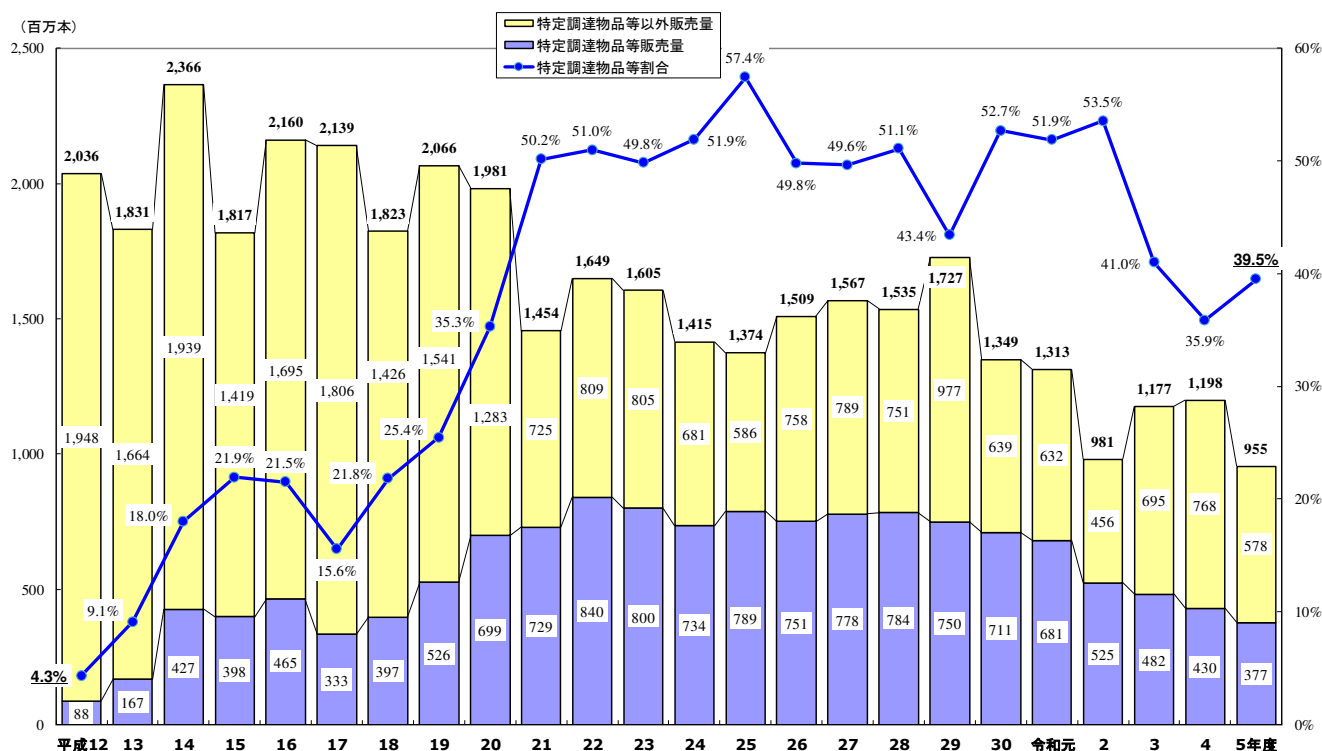


図 3-2 特定調達物品等の国内販売量及び割合（シャープペンシル替芯）

◆ ボールペン

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 13.0%から令和 5 年度は 26.3%となり、約 2 倍の増加となっている。平成 18 年度において市場占有率が 50.5%に達したが、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少しており、平成 20 年度以降の占有率は、横ばいないし漸減傾向を示している。

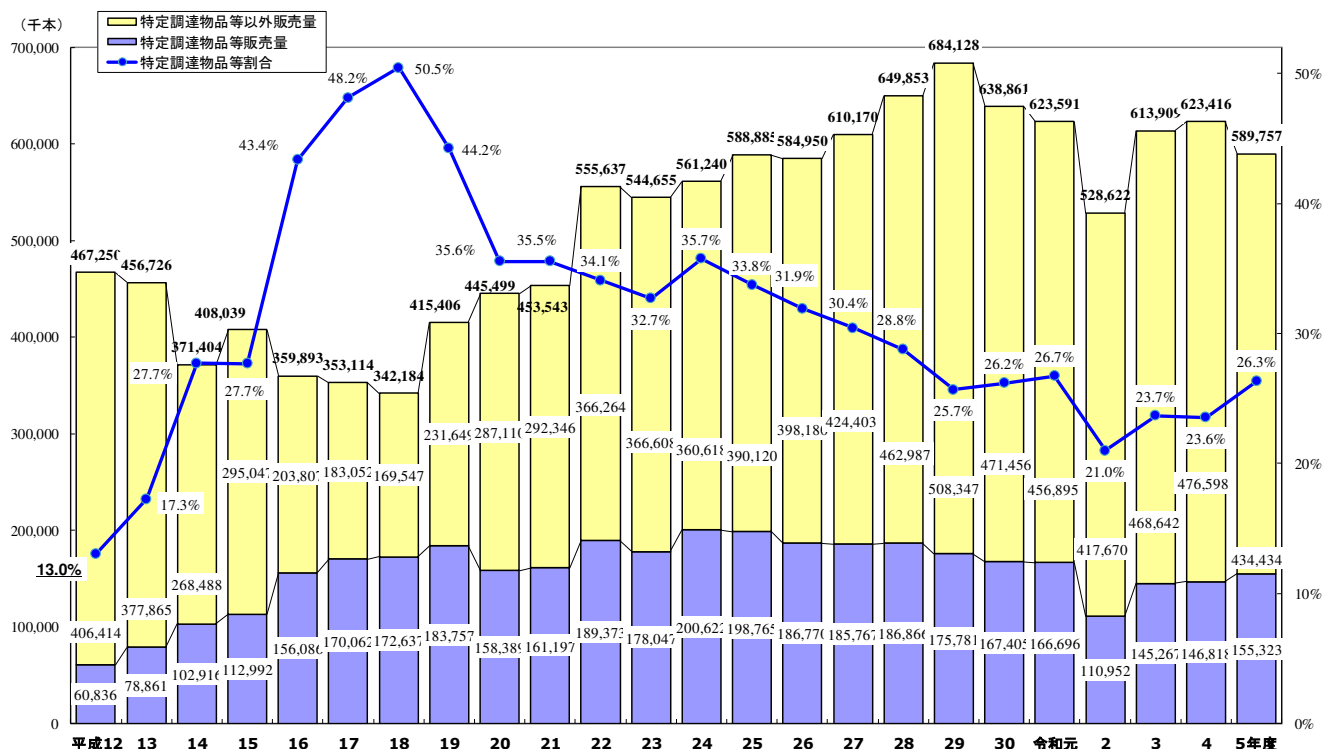


図 3-3 特定調達物品等の国内販売量及び割合（ボールペン）

◆ マーキングペン

○ 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 16.3%から平成 23 年度は 34.5%、約 2.1 倍となった。平成 16 年度以降は、市場占有率 30%前後を推移し、平成 24 年度以降は全般的に減少傾向を示しており、令和 3 年度は 21.2%、令和 4 年度は 19.0%、令和 5 年度は 18.8%と減少傾向が続いている。

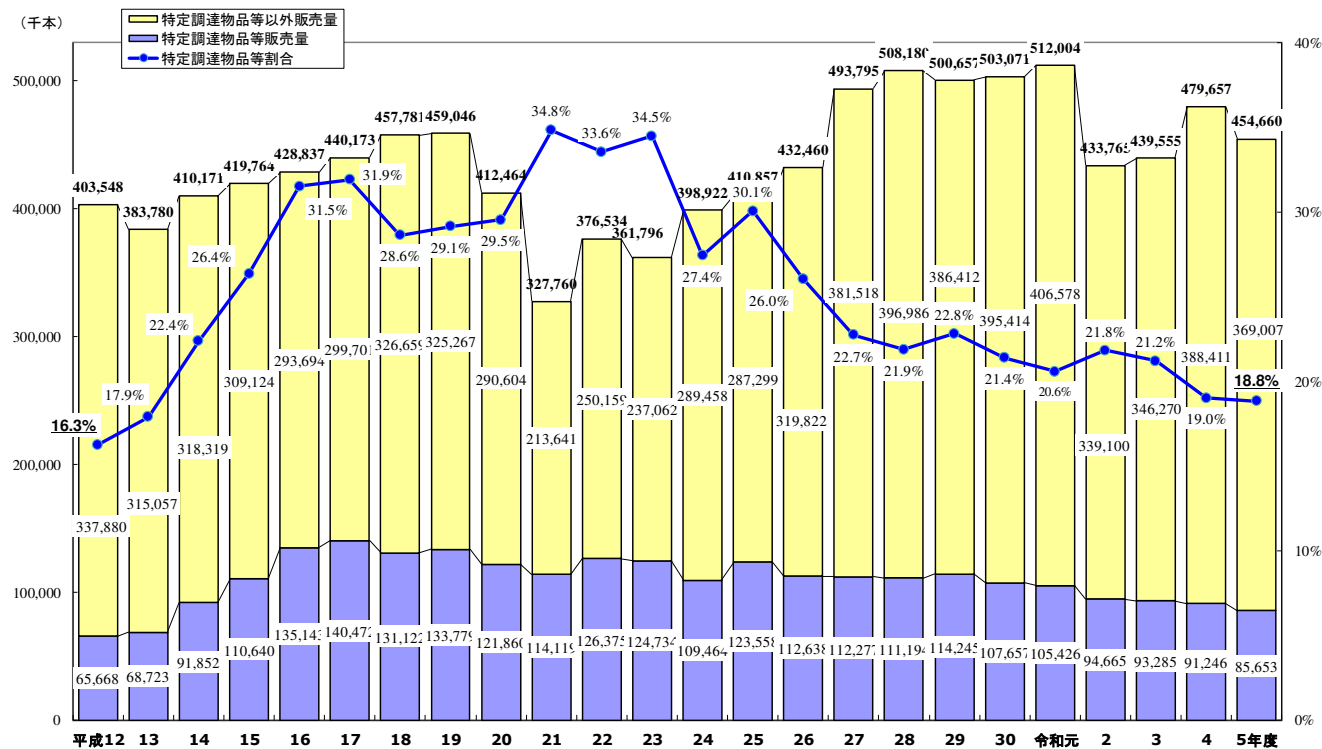


図 3-4 特定調達物品等の国内販売量及び割合（マーキングペン）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）

令和 5 年度において国内に出荷された特定調達物品等のシャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンが、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると、合計で **968 トンの削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算すると、合計で**約 2.7 千 t-CO₂ の排出削減効果**となる。

表 3-1 グリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算（全国）

品 目	特 定 調 達 物 品 等 販 売 量 (千本/千個)	プ ラ ス チ ッ ク 使 用 削 減 量 (トン)	焼 却 し た 場 合 の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャープペンシル	9,309	28	77
シャープペンシル替芯	18,856	57	158
ボールペン	155,323	497	1,374
マーキングペン	85,653	385	1,066
合 計	269,141	968	2,676

（１）－２ 文具類（ファイル、バインダー）

① 市場形成状況（出荷量）⁷⁹

◆ 紙製ファイル

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 81.3%⁸⁰、令和 3 年度は 86.7%、令和 4 年度 79.5%、令和 5 年度 82.5%となっている。
- 既に多くの製品が特定調達物品等に該当しているが、令和 4 年度は前年度比で特定調達物品等の割合が 7.2 ポイント下がったが、令和 5 年度は 3 ポイント上がっていることから、今後の動向を注視する必要がある。

⁷⁹ 資料：日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果（直近 3 年間のファイル及びバインダー合計の補足率は令和 3 年度 31.3%、令和 4 年度 35.2%。令和 5 年度 34.9%。なお、補足率は日本ファイル・バインダー協会の生産統計調査結果に占める国内主要協会会員企業の国内出荷量から算出している）

⁸⁰ アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量（ファイル、バインダーにおいて同じ。）

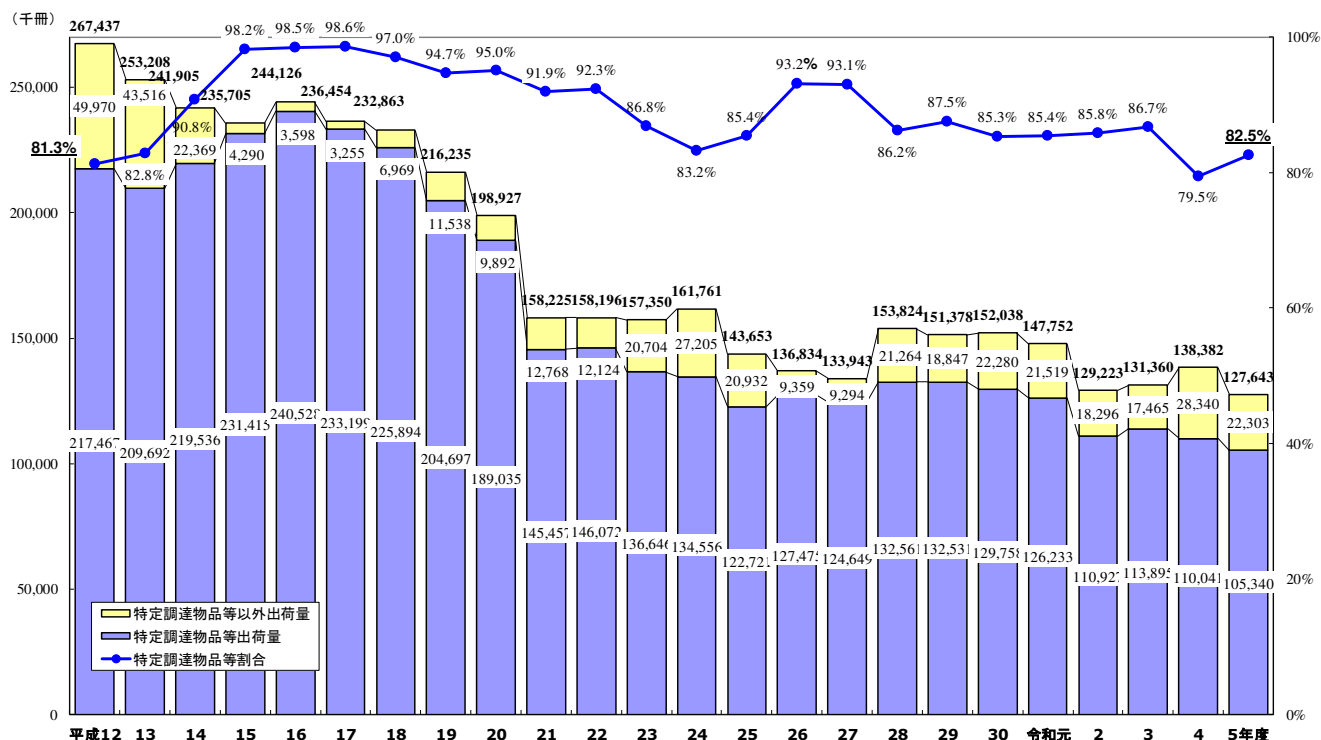


図 3-5 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（紙製ファイル）

◆ プラスチック製ファイル

○ 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 29.1%から令和 5 年度は 33.5%となっている。平成 20 年度以降の市場占有率は年々変動があるものの、50～60%程度で推移していた。

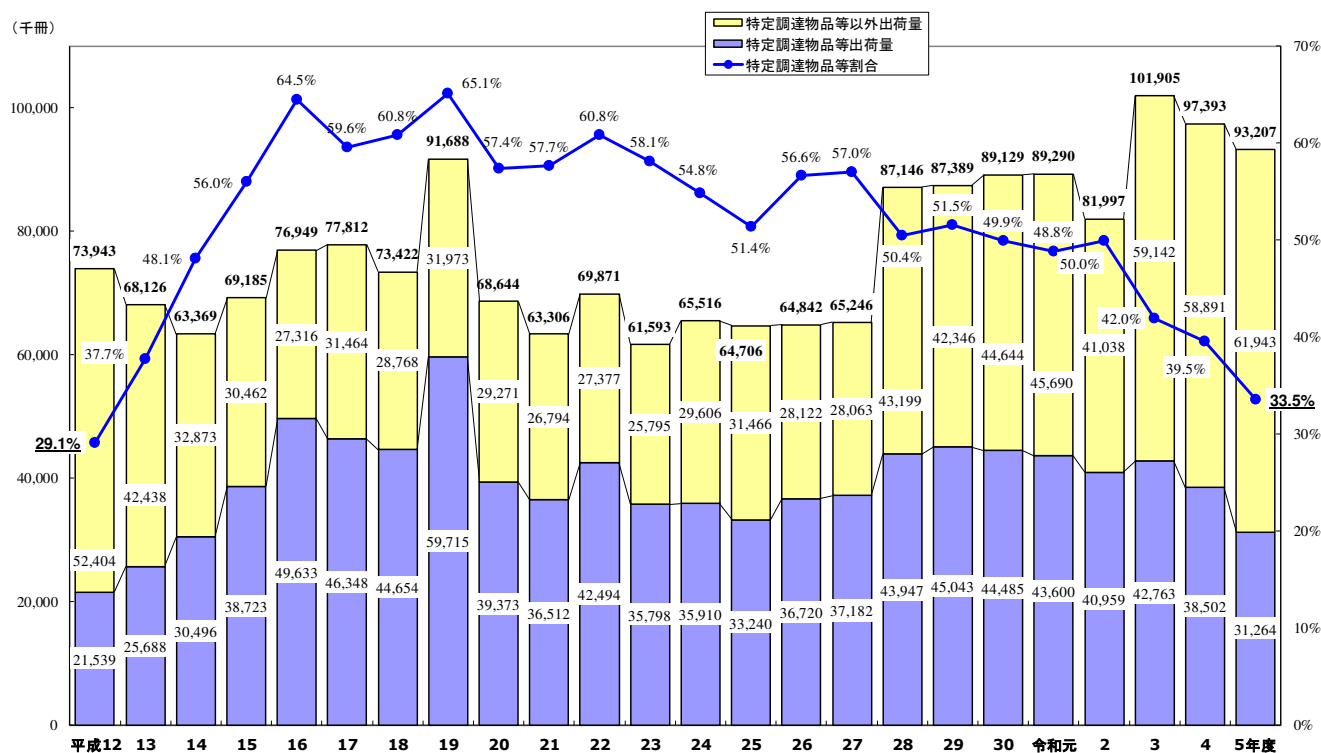


図 3-6 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（プラスチック製ファイル）

○ 直近3年間は減少傾向を示しており、今後の動向を注視する必要がある。

◆ 紙製バインダー

○ 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度は73.9%、令和5年度は99.9%となっており、引き続き非常に高い割合を維持している。しかし、国内出荷量及び特定調達物品等の出荷量は平成16年度頃より減少傾向にあり、一時は変動があるものの、概ね横ばいの状況となっていたが、平成29年度以降は再び減少傾向を示している。

○ 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当しており、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、古紙パルプ配合率以外の環境負荷項目について検討を実施する必要がある。

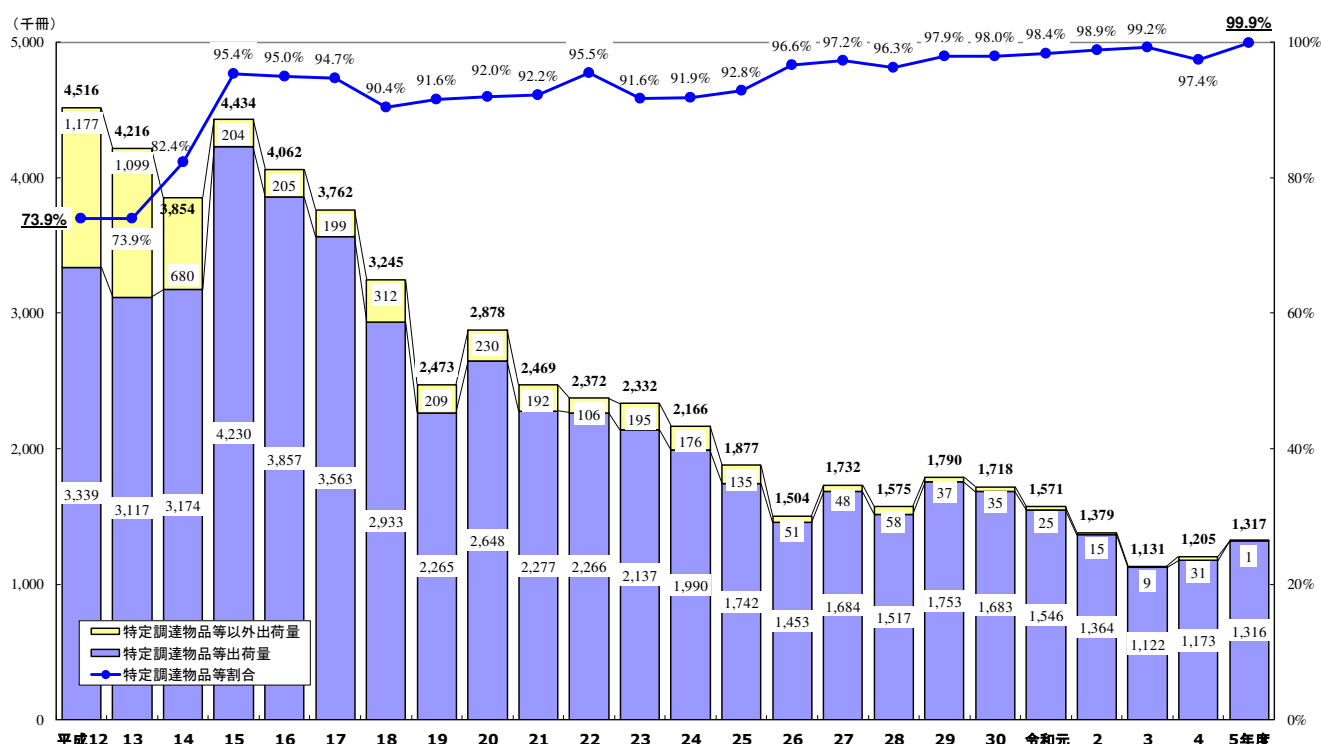


図3-7 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（紙製バインダー）

◆ プラスチック製バインダー

○ 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成12年度は57.7%、平成27年度は過去最高の83.0%、平成28年度以降も80%前後で推移していたが、令和3年度は67.3%、令和4年度は69.9%、令和5年度は69.8%となっており、平成14年度以降70%を超える市場占有率を保ってきたところであるが、直近3年はやや下降し、70%程度で推移している。

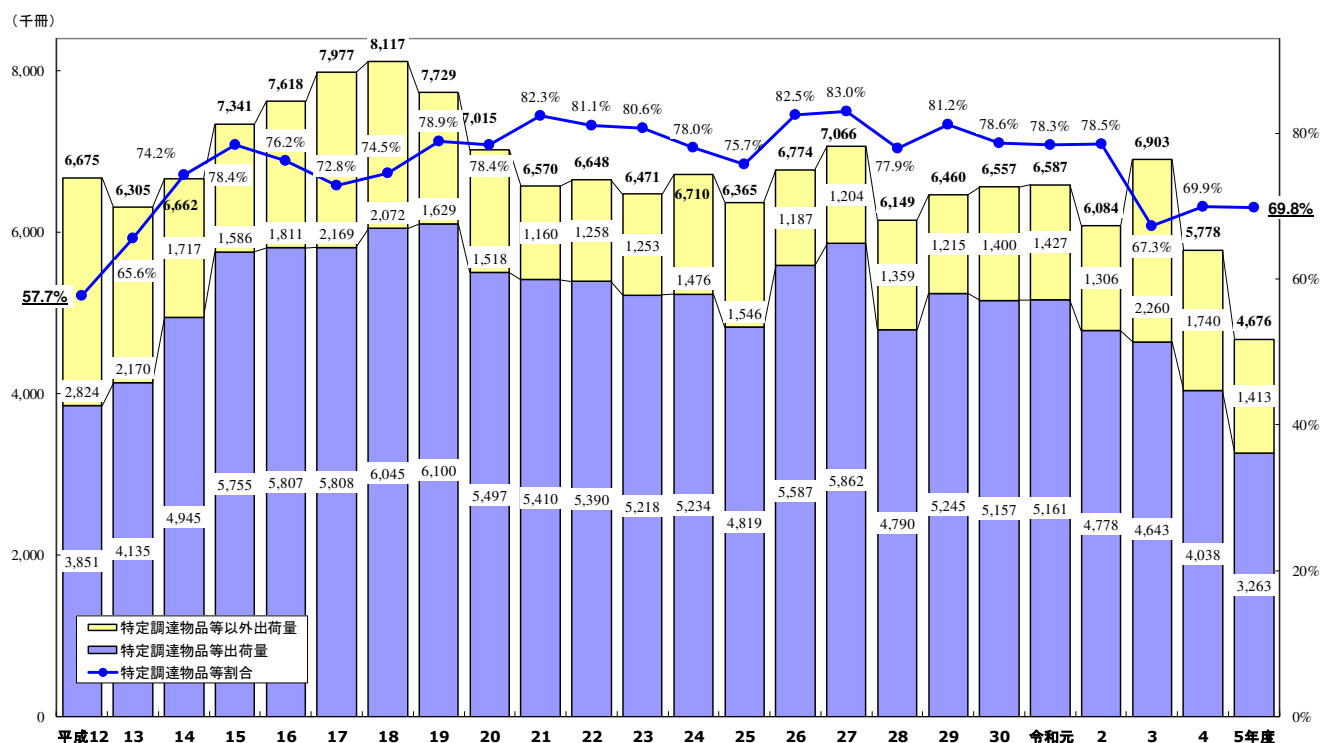


図 3-8 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（プラスチック製バインダー）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）⁸¹

◆ 紙製ファイル

紙製ファイルの判断の基準では、古紙パルプ配合率 70%以上が規定されているが、令和 5 年度において国内に出荷された特定調達物品等の紙製ファイルがすべてバージンパルプ 100%の製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算すると以下のとおりであり、**約 257 千 m³の削減効果**となる。

$$\text{ファイル： } 411.6 \text{ (百万冊)} \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.252 \text{ (m}^3/\text{t)} \times 0.7 = \underline{257 \text{ (千 m}^3\text{)}}$$

(参考) 188 千 t-CO₂ (=51.3 千 t-C) の二酸化炭素固定量に相当

◆ プラスチック製ファイル

プラスチック製ファイルでは、再生プラスチック使用量 40%以上が規定されているが、令和 5 年度において国内に出荷された特定調達物品等のプラスチック製ファイルがすべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると以下のとおりであり、**約 2.3 千 t_レの削減効果**となる。

$$\text{ファイル： } 58,521 \text{ (千冊)} \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.4 = \underline{2,341 \text{ (t}_\text{レ}\text{)}}$$

(参考) 焼却処理された場合 6.5 千 t-CO₂ の二酸化炭素が排出

⁸¹ 特定調達物品等に係る国内販売量は、日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果から得られた補足率から推定している。

(1) - 3 文具類（定規、ステープラー）

定規及びステープラーに係る市場形成状況⁸²は、以下のとおり。

◆ 定規

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 2.2%⁸³、平成 23 年度及び平成 24 年度は 8.5%、平成 25 年度は 15.0%、平成 26 年度は 14.3%、平成 27 年度は 17.1%、平成 30 年度は 18.1%と上昇傾向にあり、令和元年度には 15.3%と一旦減少したが、令和 2 年度は 32.4%と大きく伸長し、令和 3 年度は 33.9%、令和 4 年度は 36.3%と過去最高となったが、令和 5 年度は 27.0%で前年度比 9.3 ポイントの減少となった。

- 国内出荷量については近年減少傾向を示している。

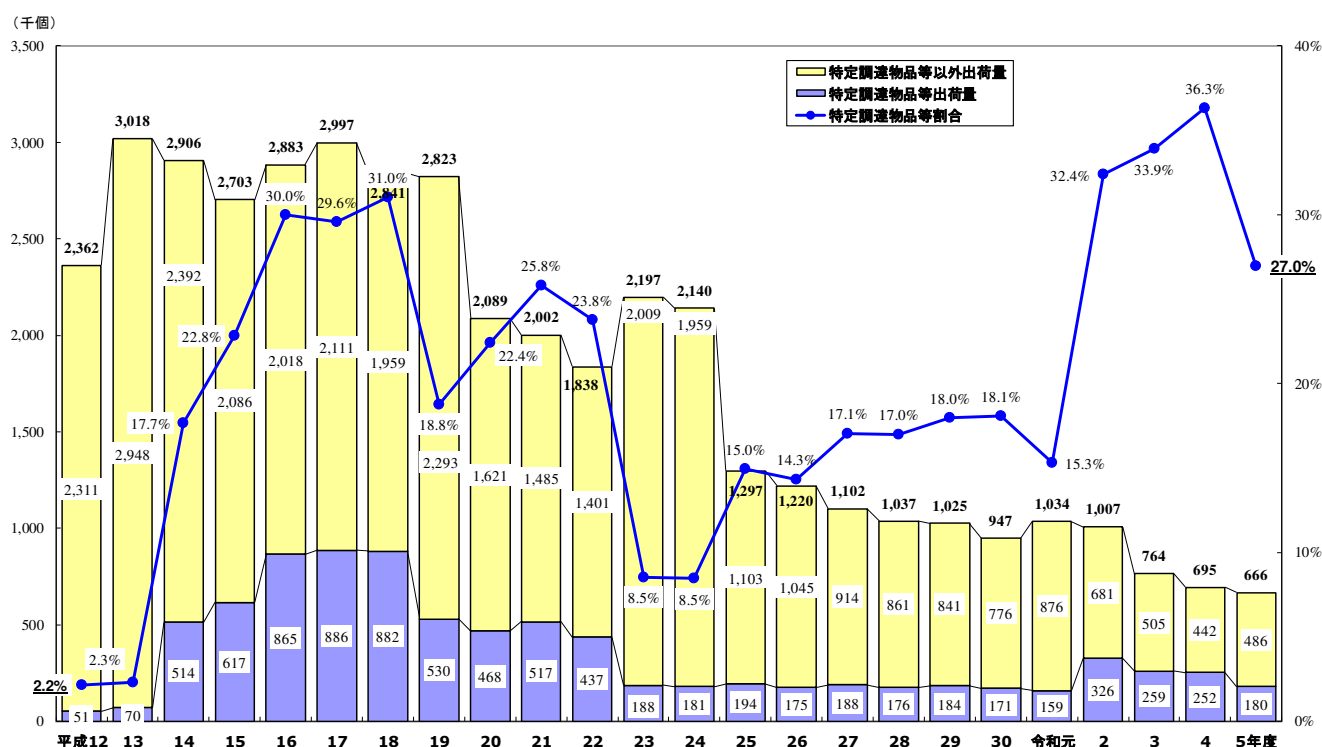


図 3-9 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（定規）

◆ ステープラー（汎用型及び汎用型以外合計）

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 15.6%から平成 22 年度は 96.2%となっており、約 6 倍以上に増加しており、平成 19 年度以降は 90%以上の極めて高い市場占有率となった。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していたことから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から汎用型と汎用型以外に品目を分けるとともに、判断の基準の見直し⁸⁴を実施したところ、平成

⁸² 資料：一般社団法人全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果

⁸³ アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量（定規、ステープラーにおいて同じ。）

⁸⁴ 汎用型のステープラーについて再生プラスチック配合率を主要材料の 40%以上から 70%以上へ強化している。

23 年度以降と特定調達物品等の国内出荷量に占める割合が半減し、平成 27 年度の 47.2%から、平成 28 年度は 77.4%、平成 29 年度は 87.9%、平成 30 年度は 85.7%、令和元年度は 89.3%と増加し、令和 2 年度は 78.9%と再び下降に転じたものの、令和 3 年度は 88.7%、令和 4 年度は 84.5%、令和 5 年度は 84.4%と高い水準を維持している。

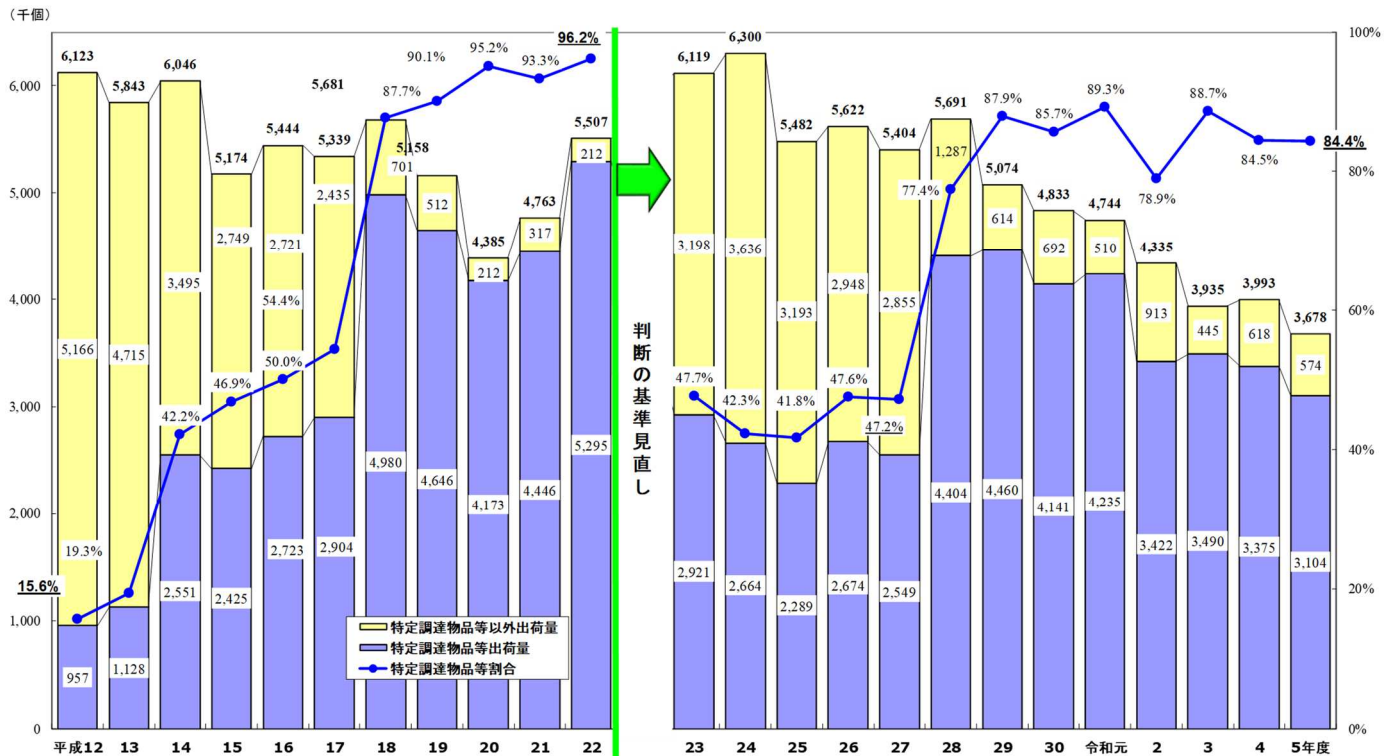


図 3-10 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（ステープラー）

（２）オフィス家具等（いす、机）

いす及び机に係る市場形成状況⁸⁵は、以下のとおり。

◆ いす

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 19 年度から令和 5 年度まで、令和 2 年度を除き 90%以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 25 年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成 25 年度以降は 90%～95%程度の市場占有率で推移し、令和 5 年度においても 93.2%であり、引き続き高い市場占有率を維持している。

⁸⁵ 資料：一般社団法人日本オフィス家具協会調査

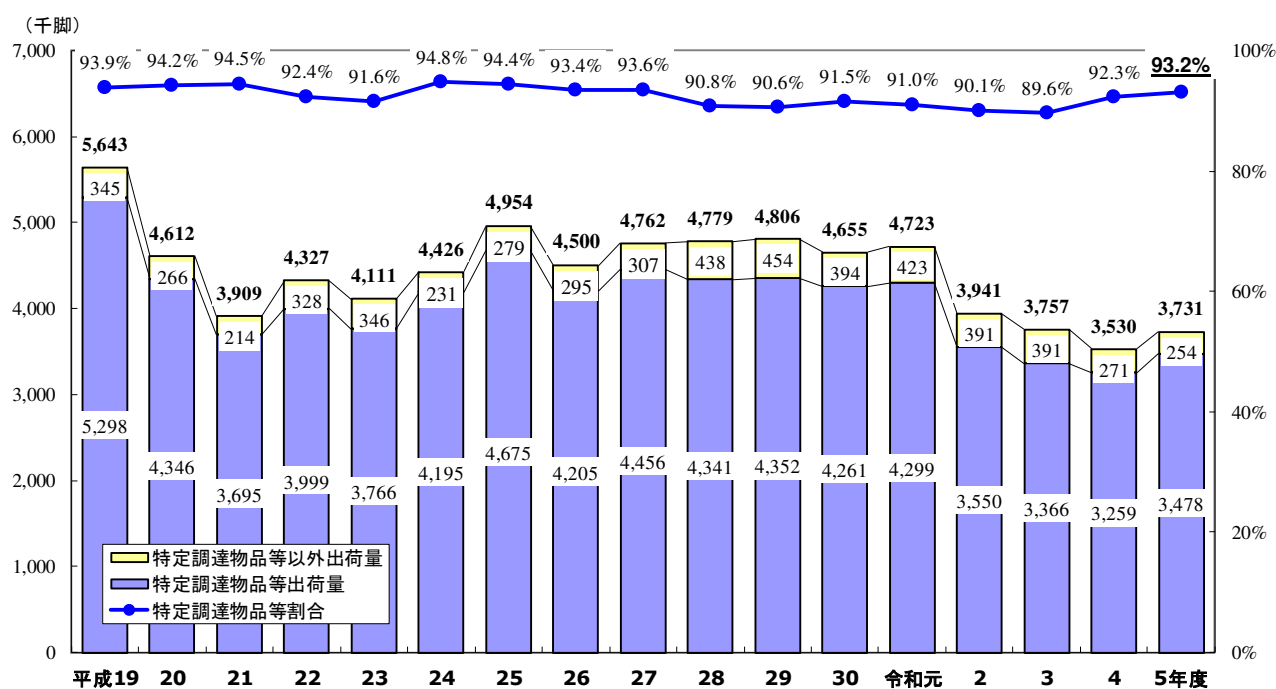


図 3-11 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（いす）

◆ 机

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 19 年度から令和 5 年度まで 90%以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 25 年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成 25 年度以降、95%以上の市場占有率で推移し、令和 5 年度においても 95.6%と、引き続き高い市場占有率となっている。

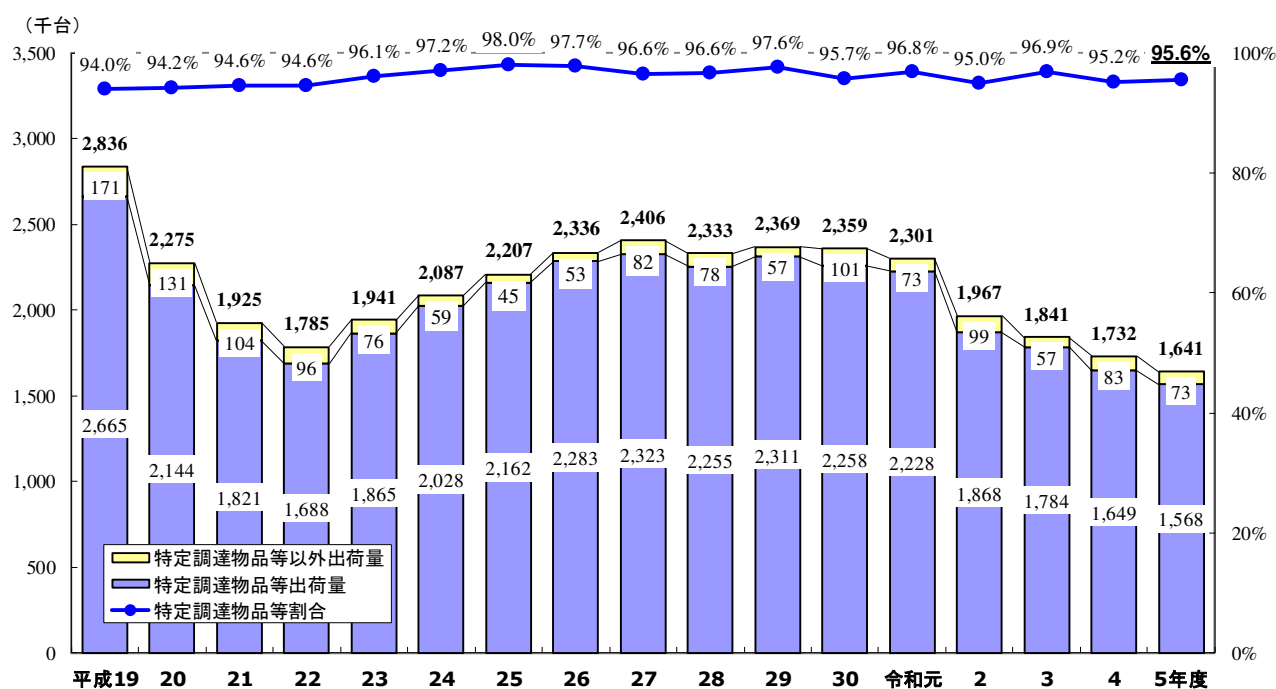


図 3-12 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（机）

(3) 掛時計

掛時計に係る市場形成状況⁸⁶は、以下のとおり。

- 掛時計の国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、特定調達品目に追加される以前の平成 21 年度においては 2.6%、特定調達品目に追加された平成 22 年度は 3.0%、平成 23 年度は 4.0%、平成 24 年度は 4.2%、平成 25 年度は 3.9%、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は 3 年連続で 3.0%であったが、平成 29 年度は 2.5%に減少し、平成 30 年度は 2.9%、令和元年度は 3.2%、令和 2 年度は 3.1%、令和 3 年度は 3.2%、令和 4 年度は 2.6%、令和 5 年度は 3.7%となっている。
- 現段階では特定調達物品等の市場占有率は低い状況にある。今後、国等の機関による初期需要の創出等に伴い、他の特定調達品目と同様に特定調達物品等の市場への供給が増加することが期待される。

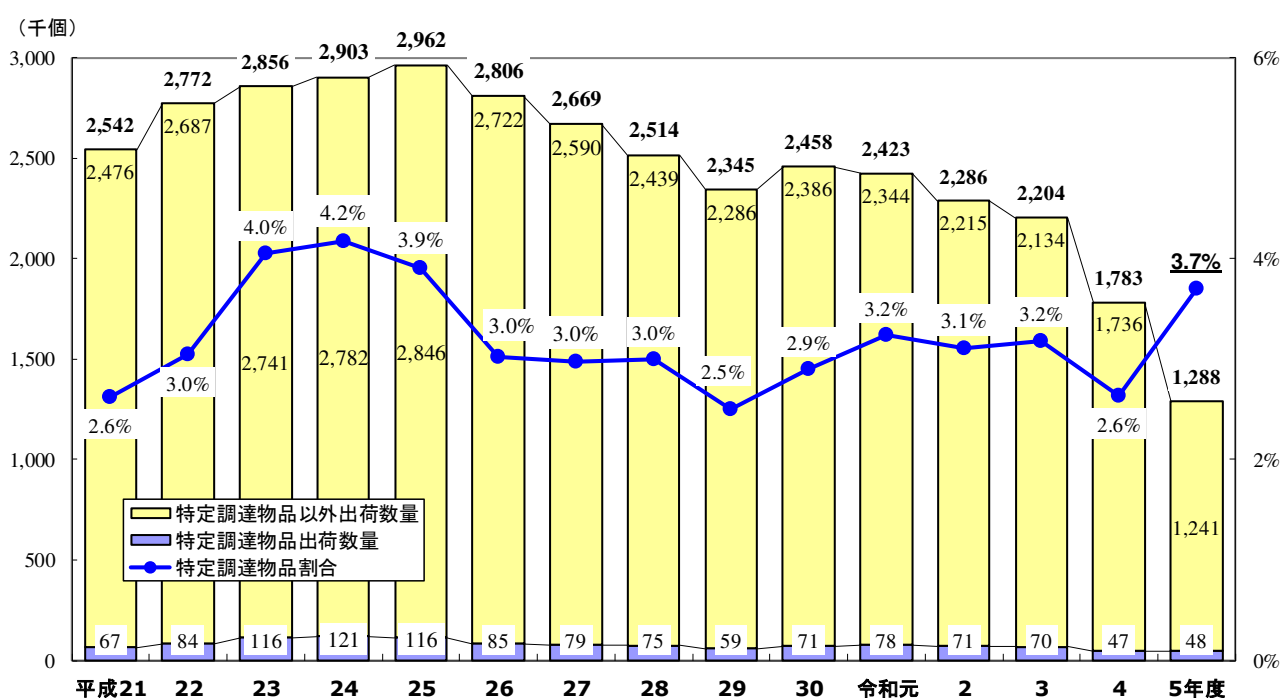


図 3-13 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（掛時計）

(4) 照明（LED 照明器具）

LED 照明器具に係る市場形成状況⁸⁷は、以下のとおり。

- 従来の施設用照明器具の主流であった蛍光灯器具の国内出荷量は、平成 19 年度以降減少傾向を示し、特に平成 23 年度以降は出荷量の減少が顕著であった。
- 蛍光灯照明器具から LED 照明器具への切り替えが急速に進展しており、既に蛍光灯器具の製造から撤退を表明している事業者も多いことから、平成 30 年度から特定調達品目から削除したところである。
- また、令和 5 年度から消耗品である 40 形直管蛍光灯（高周波点灯専用形（Hf）

⁸⁶ 資料：一般社団法人日本時計協会調査

⁸⁷ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

ランプを含む）についても特定調達品目から削除した。

- LED 照明器具（防災照明を含まない）の国内出荷量は、平成 24 年度に 23 百万台であったが、平成 28 年度以降は常に 60 百万台を超えており、12 年間で 2.6 倍の増加となっている（図 3-14 参照）。
- 平成 28 年度から令和 5 年度の国内出荷量は横ばいとなっており、新規導入（フロー）される照明器具の蛍光灯器具から LED 器具への切り替えは、概ね完了したことが現れている。

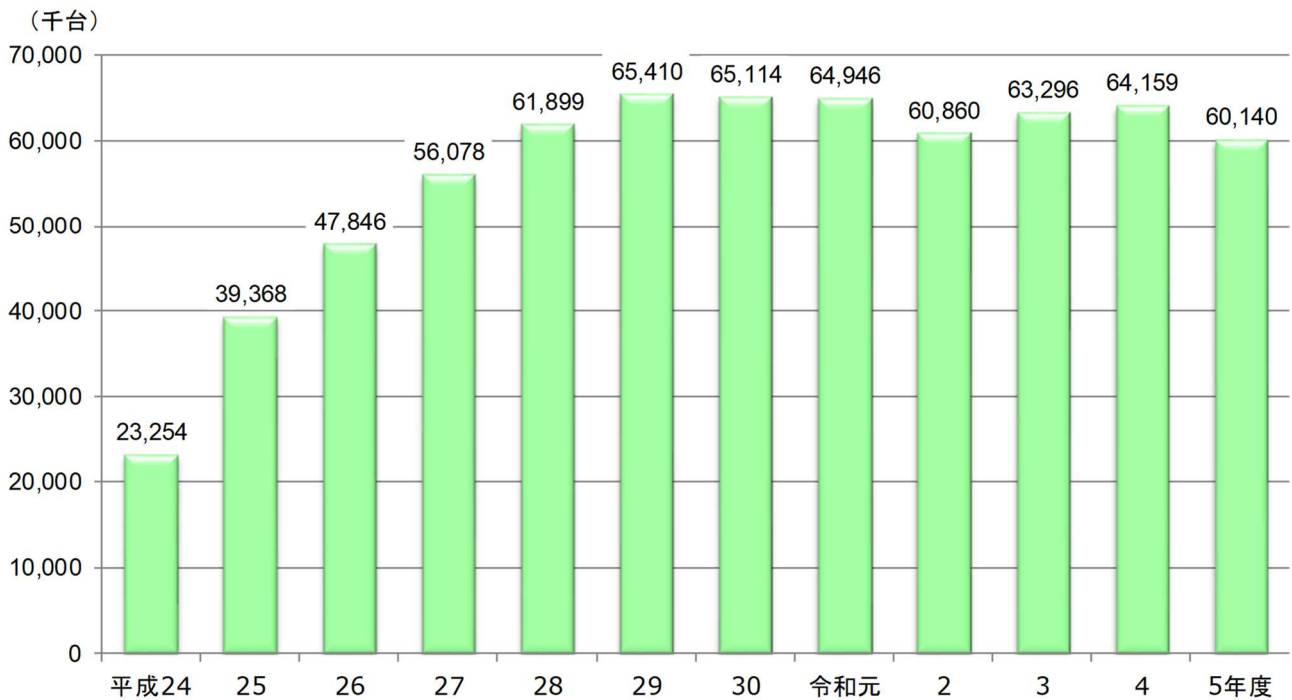


図 3-14 LED 照明器具の国内出荷量の推移⁸⁸

（５）消火器

消火器に係る市場形成状況⁸⁹は、以下のとおり。

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 18 年度の 46.0%から堅調に推移しており、平成 25 年度は前年度比やや減少したものの、平成 27 年度においては 92.4%、平成 29 年度 95.5%と極めて高い市場占有率となり、年々の変動はあるものの、令和 5 年度においても 89.2%と高い市場占有率を維持している。
- 9 割前後の製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施したところであり、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、令和 4 年度の検討において判断の基準等の見直しについて検討を実施したところである。

⁸⁸ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

⁸⁹ 一般社団法人日本消火器工業会調査

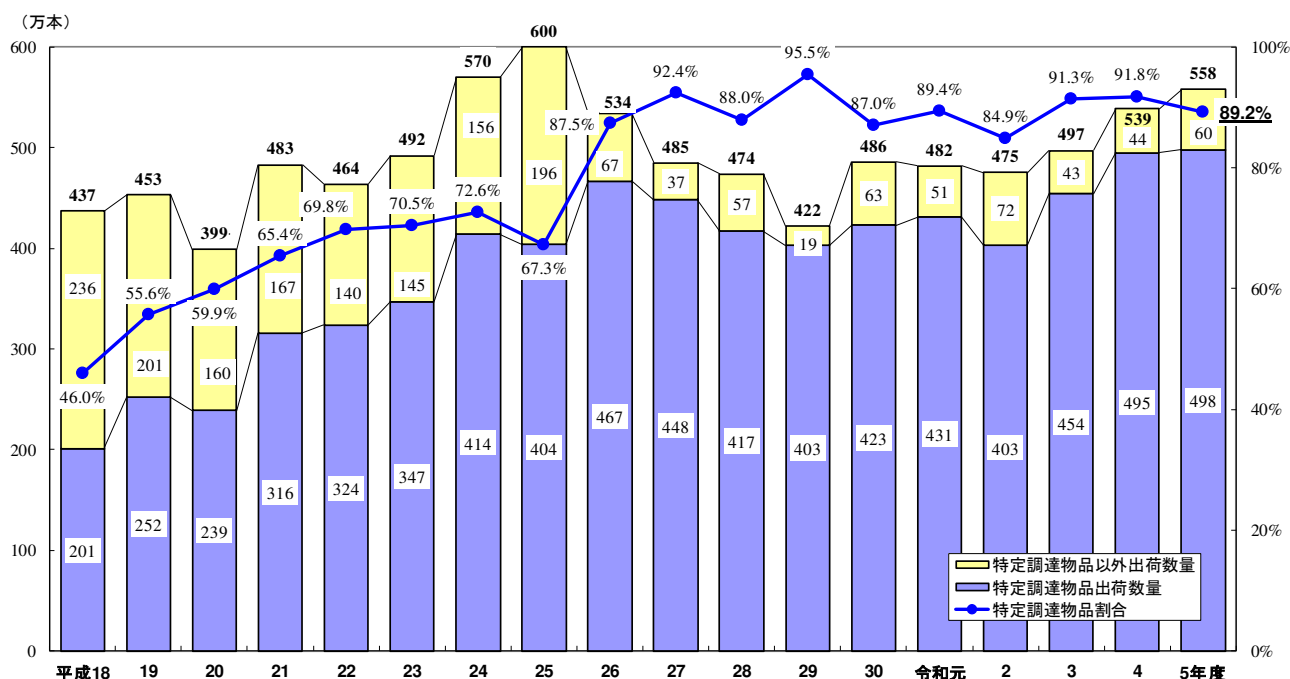


図 3-15 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（消火器）

（6）高炉セメント

① 市場形成状況

高炉セメントに係る市場形成状況⁹⁰は、以下のとおり。

- セメント全体の国内販売量は平成 9 年度以降顕著な減少傾向にある中で、高炉セメントのセメント全体に対する国内販売割合は平成 9 年度の 20.7%から平成 15 年度の 25.8%へ毎年度わずかずつ増加し、平成 16 年度以降は減少に転じていたが、平成 19 年度に再び増加傾向がみられ、平成 21 年度においては 25.8%と前年度比 1.4 ポイントの増加でピークとなった。直近の 3 箇年は、平成 28 年度は 20.0%、平成 29 年度は 18.9%、平成 30 年度は 19.5%、令和元年度は 20.0%、令和 2 年度は 20.5%、令和 3 年度は 20.2%、令和 4 年度は 18.8%、令和 5 年度は 18.0%と横ばい傾向となっているが、直近 2 年間は減少している。
- 高炉セメントの生産量のうち B 種⁹¹の割合は平成 12 年度 99.5%、平成 13 年度～平成 16 年度 99.8%、平成 17 年度、平成 18 年度は 99.6%、平成 19 年度以降は 99.9%超であり、高炉セメントの生産量のほぼすべてが判断の基準に適合する。

⁹⁰ 資料：窯業・建材統計年報、セメントハンドブック、鉄鋼スラグ協会調査

⁹¹ 高炉スラグ配合率 30%超～60%以下

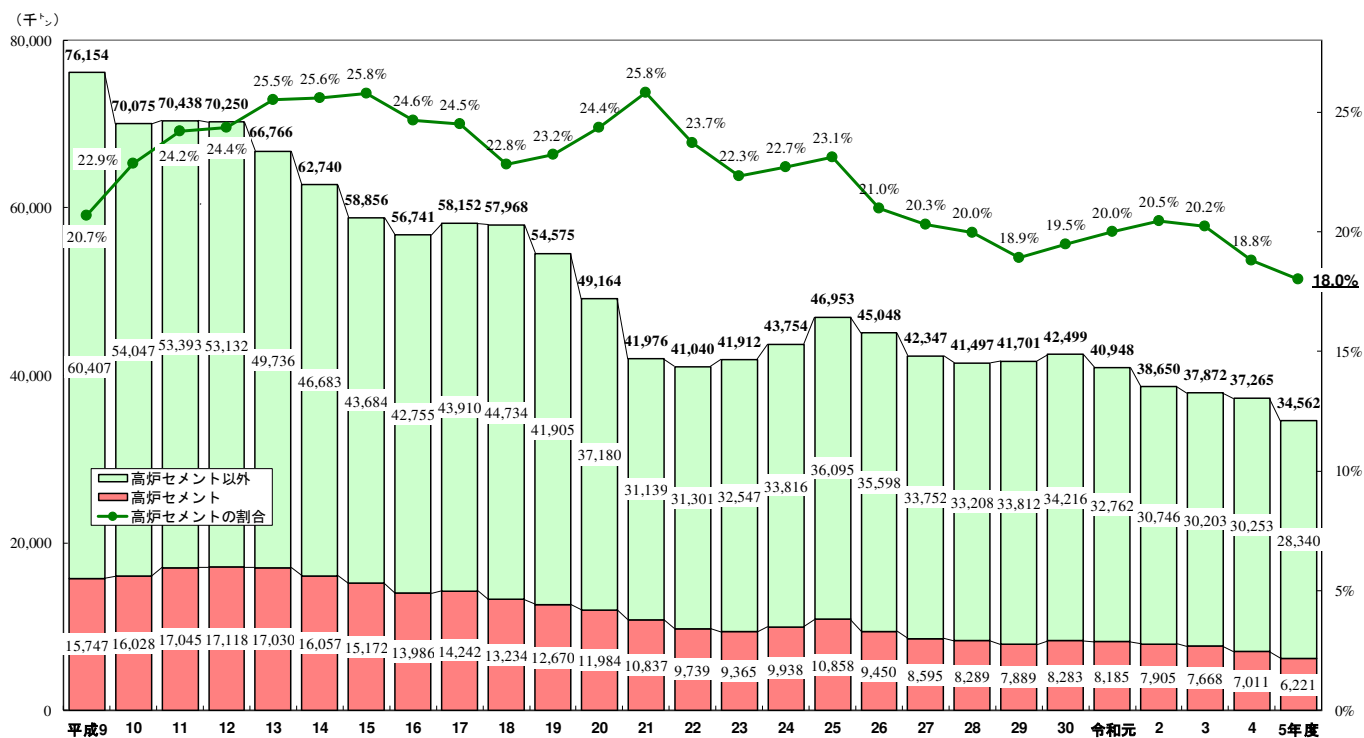


図 3-16 セメント及び高炉セメントの国内販売量の推移等

② 国内販売量からみた環境負荷低減効果（試算）

令和 5 年度において国内で販売された高炉セメントについて、セメントを高炉スラグに置き換える（高炉スラグ配合率 45%で試算）ことにより得られるセメント製造時の二酸化炭素排出量の年間削減量を試算すると約 1,275（千 t-CO₂）となる。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

高炉セメント

$$6,221 \text{ (千トン)} \times 0.45 \times 0.417 \text{ (t-CO}_2\text{/トン)} \times 0.969 = \underline{1,131 \text{ (千 t-CO}_2\text{)}}$$

4. グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

グリーン購入法施行前の平成 12 年度と令和 5 年度における特定調達物品等の国内販売量等に占める割合の推移は、図 4-1 のとおり⁹²。

令和 5 年度における特定調達物品等の市場占有率は、いずれの品目においても平成 12 年度より上昇しており、グリーン購入法に基づく国等の機関の初期需要の創出に伴う市場形成効果が顕著に現れているものと推察される。

令和 5 年度において特定調達物品等の市場占有率が 60%を超えている品目は、ステープラー（特定調達物品等の市場占有率 84.4%）及びプラスチック製バインダー（同 69.8%）である。

市場占有率が高くなっている品目については、随時、判断の基準等に関する検討を行い、適宜見直しを実施している。

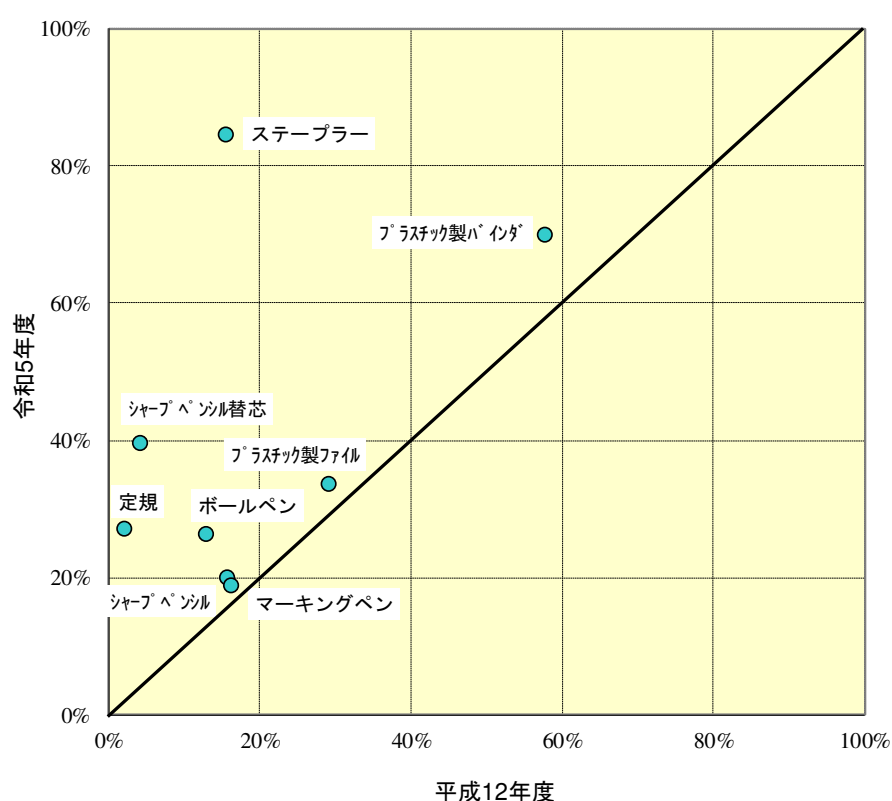


図 4-1 グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

⁹² 紙類及び紙製品については、古紙パルプ配合率の偽装の発覚に伴い、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率の把握が困難であることから、推移を示していない。

5. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大への期待

(1) 国及び地方公共団体の経済活動

経済活動の主体としての国等の占める位置は大きく、令和5年度における我が国の名目の国内総生産（支出側）600兆6,676億円（財貨サービスの逆輸出を除く。）のうち、国の最終消費支出は19兆4,124億円（国内総生産（支出側）に占める割合は3.2%）、公的総資本形成は7兆9,078億円（同1.3%）であり、合計27兆3,202億円（同4.5%）となっている。同様に地方公共団体の場合は、最終消費支出が50兆4,398億円（同8.4%）、公的総資本形成が14兆9,069億円（同2.5%）の合計65兆3,131億円（同10.9%）となっている。これに社会保障基金、公的企業等の52兆6,062億円を合わせると、国及び地方公共団体において我が国の4分の1に当たる25.5%の経済活動を行っている。

このように、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。国及び地方公共団体が自ら率先してグリーン購入を推進し、これを呼び水とすることにより、さらに巨大な経済主体である民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

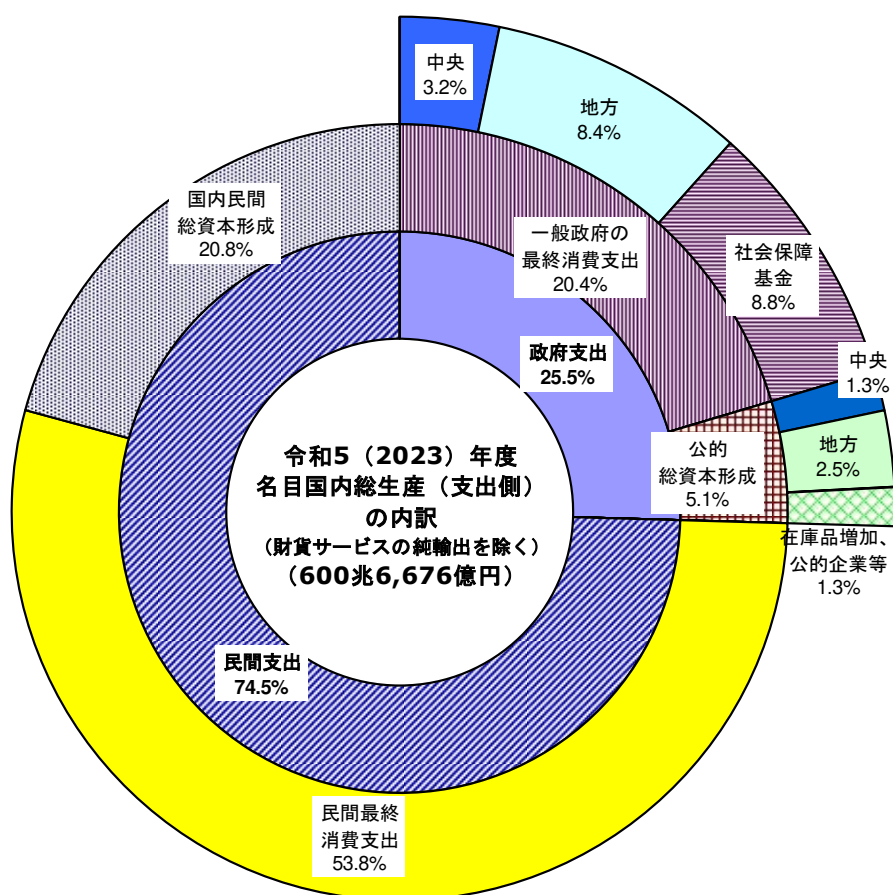


図5-1 令和5年度における名目国内総生産（支出側）の部門別勘定⁹³

⁹³ 資料：令和5年度国民経済計算

例えば、公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が特定調達物品等の 2 割を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献していることは明らかである。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達物品等の 1%に満たない品目についても、平成 12 年度から令和 5 年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増する品目があるなど急伸しており、グリーン購入の推進による公的機関の初期需要の創出がその大きな要因となっているものと考えられる。

（２）地方公共団体の取組推進による市場形成効果拡大への期待

令和 5 年度に地方公共団体を対象に実施した「グリーン購入に関するアンケート調査」結果によると、全体の 50.6%の地方公共団体がグリーン購入に組織的⁹⁴な取組を実施している。規模別では、都道府県・政令市はすべての地方公共団体が調達方針を単独で策定しているが、区市では 29.3%、町村では 71.5%の地方公共団体が組織的に取り組んでいないと回答しており、地方公共団体ごとに取組状況の差がみられる。今後のさらなるグリーン購入の進展のためには、特に町村におけるグリーン購入の推進が極めて重要と考えられる。そのためには、グリーン購入の推進に向けた職員の意識の高揚、普及啓発及び推進体制の整備等が不可欠であり、国及び都道府県の適切な情報提供、指導・助言等が重要であると考えられることから、環境省においては、地方公共団体におけるグリーン購入の実施のための取組支援を実施しているところである。なお、平成 21 年度以降は、調達者向けに「グリーン購入の調達者の手引き」を作成⁹⁵し、判断の基準等の理解の促進を図ることにより、地方公共団体におけるグリーン購入の一層の推進につながるよう取組を推進している。

今後、我が国全体及び各地域におけるグリーン購入の市場の形成及び拡大のための牽引役としての地方公共団体の役割がより一層重要になるとともに、地方公共団体におけるグリーン購入のさらなる推進により、環境物品等への需要の転換が加速的に促されることが大いに期待される。

⁹⁴ 「調達方針を策定している」及び「調達方針以外の環境基本計画等に規定している」の合計

⁹⁵ 新たに追加された特定調達品目や判断の基準等の見直し、調達者の意見・質問等を踏まえ毎年度改訂